

第 52 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 19 年 8 月 21 日(火) 15:00～20:30

場所 アピアホール

○木本 定刻となりましたので、これより第 52 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

本日の司会を担当させていただきます事務局の木本です。よろしくお願いします。

本日は、22 名の委員にご出席をいただいております。茂木立委員、池添委員、岡委員の 3 名の委員は、所用のため欠席されております。また、田村委員につきましては、おくれで来られる予定でございます。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日、資料がたくさんあるのですが、1 つずつ確認させていただきます。

まず、武庫川流域委員会次第、裏表になっております。次に、委員名簿、裏に行政出席者名簿がございます。次に、座席表がございます。次、資料 1 - 1、第 72 回運営委員会の協議状況でございます。資料 1 - 2、第 73 回運営委員会の協議状況でございます。資料 2、A 3 の縦長のものです。武庫川峡谷環境調査への意見に対する回答でございます。続きまして、資料 3 - 1、武庫川水系河川整備基本方針（原案）に関する各委員の意見書に対する県の考え方、A 3 横長ホッチキスどめでございます。続きまして、資料 3 - 2、武庫川水系河川整備基本方針（修正案）でございます。続きまして、資料 3 - 3、武庫川水系河川整備基本方針参考資料流域及び河川の概要（修正案）でございます。続きまして、資料 3 - 4、武庫川水系河川整備基本方針参考資料治水編（修正案）でございます。資料 3 - 5、同じく参考資料利水編（修正案）でございます。同じく資料 3 - 6、参考資料環境編（修正案）でございます。次に、資料 3 - 7、A 4 1 枚ものですが、基本方針（原案）に対する流域委員会の論点整理でございます。次が少し分厚いホッチキスどめですが、資料 3 - 8、武庫川水系河川整備基本方針（原案）等に対する意見書（修文案）でございます。最後になりましたが、資料 4、一般の方からの意見書をとじた資料になっております。

それから、傍聴者の方へのお願いという紙を配らせていただいております。本日、傍聴に来られている皆様に 1 点お願いがございます。カメラでの写真撮影の関係でございます。委員会の状況を記録しておくために、カメラで撮影することをしております。内部の記録用に撮影するものです。基本的には個人が特定されるような写真の撮り方はしないように留意したいと思います。もしどうしてもご承認できない方がございましたら、事務局の方にお申し出ください。

それでは、次第の 2 番目の議事に進めさせていただきたいと思っております。本日の次第は、

議事次第に示してありますとおり、1 番、武庫川峡谷環境調査への意見に対する回答、2 番、武庫川水系河川整備基本方針（原案）の審議、3 番、その他でございます。終了時間は、会場の都合等によりまして、6 時半目途でよろしく申し上げます。

議事につきましては、松本委員長、よろしくお願いいたします。

○松本委員長 ただいまから第 52 回武庫川流域委員会の議事を始めさせていただきます。

本日は大変炎天下で厳しい暑さの中、委員の皆さん、事務局、関係機関の皆さん、そして傍聴者の皆さん、ありがとうございます。

基本方針の原案を提示していただいてから、本日が 3 回目の委員会になります。過去 2 回の 7 月以降の委員会では、その原案の説明を聞き、そしてそれに対して委員の皆さんからの膨大な意見書が開陳され、それに対する県の総括的な意見等も出されました。

私たちは、これらの膨大な原案に対する意見あるいは修正意見というものをどのように取り扱い、どのように基本方針に反映させていくかということで、前回以降 2 回の運営委員会で協議をしてきました。武庫川づくりに責任を持つ河川管理者兵庫県と武庫川づくりを総合的な形で推進しようという提言をさせていただいた委員会が、意見の違いをできる限り残さず、特に超長期に及ぶ基本方針では一致した考え方を持って臨むことが大事である。具体の整備計画が出てくるまでにまだあと 2 年余りかかるわけですから、私たちは基本方針のところで考え方を可能な限り合意をしておかないと、いい整備計画をつくることさえ難しくなるという認識をしてきました。そのようなことで、基本方針でやや微に入り細にわたった議論をしていかざるを得ないというふうに認識しております。

本日は、お手元に、今紹介されました膨大な資料、再開された原案の提示のときよりもはるかに分厚い資料が出ております。これは、原案を作成した県と委員会との間で、そうした考え方に基づき丁寧な議論とか作業を積み重ねてきた結果の証明書なんだというふうにお受け取りいただければありがたいと思います。

本日はいよいよ具体的な詰めに向けての各論に入っていきたいと思っております。多分きょうの議論で、後ほどご提案をします本日の議事の進め方をお聞きいただければわかりますように、かなり論点が明確になっていく。委員会あるいは県それぞれの考え方の相違点のようなものが明確になり、それをどのように合意していくかという議論が本格的に始まるというふうに位置づけられるかと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

では、本日の議事骨子並びに議事録についての署名人の確認をさせていただきます。

議事録の署名人は、私と中川委員にお願いしたいんですが、よろしくお願いいたします。

では、まず、本日の議事の進め方につきまして、2 回に及ぶ運営委員会の報告でもって、本日の議事の進め方についての提案とさせていただきます。

お手元の資料 1 - 1 並びに 1 - 2、72 回、73 回の運営委員会の協議状況のペーパーが入っております。

まず、最初の 1 回目の運営委員会では、前回の流域委員会の審議を受けて、具体的な意見、あるいは原案へ反映させる方法についての協議をしました。

その結果、そこに記載しておりますように、まず第 1 点は、この基本方針の原案について、委員会と県は可能な限り合意を図るよう努力する。合意形成できなかった点は、提言として答申することの再確認を行い、県は修正案を原案の審議中に委員会に提示して協議できるように努力するというを確認いたしました。県は原案を提示し、委員会はそれに意見を言いつ放しで、あとは県にゆだねるというふうな形は極力避けて、極力協議の中で合意していこうということでございます。

2 点目は、そのために、このような方法をとることにしました。ざっと約 250 項目ぐらいに分類されました各委員からの意見一つ一つについて、県の方はこの基本方針の原案に反映させられるのか、させられないのかということを示明していただきたい。その結果、それぞれの項目について、丸、白三角、黒三角、ペケ、米印、あるいはそれ以外の項目というふうに分類をして、具体的な修正文案も出していただきたいというふうに要請をしました。その出されたものをその次の 2 回目の 8 月 9 日の運営委員会で整理をさせていただきました。そういう段取りを決めたのがこの 72 回の運営委員会でございます。

73 回の運営委員会では、県から丸、ペケ、三角等に分類した一覧表が提示されました。一部は修正文案も提示されました。

これにつきまして、具体的な議論をしたわけではありますが、まず本日の審議の進め方としては、運営委員会で整理した基本方針（原案）のいわば意見の食い違う論点についての審議を重点的に行うということでもあります。

そして、丸とか白三角というのは、委員の意見をほとんどそのまま反映させるように修正する、あるいは委員の出された意見の内容をほぼ方針に反映させた形で修正できるという部分は、修正文案が本日添付されております。これについても、膨大な量になりますので、これについての提案、読み上げ、あるいはそれについての審議は、本日は省略したい。後日各意見を出された委員が納得できるものであるかどうかということを経査した上で、なお再修正が必要ならば、それは文書でもって再修正案を出すというふうな形をとろうと

いうことであります。丸、白三角のところは、おおむね原案を作成した県と委員会あるいは委員との間で大きなそごはないと考えるからであります。あとは事務的に詰めていけば、そこでは合意点に達するのではないかとということでございます。

問題はペケあるいは黒三角で、黒三角というのは、県としては幾ばくかの反映、修正をしたいと思うけれども、それによって各委員が主張されていることを満足できるかどうかというのはやや怪しい、しかし何らかの手は加えたいというふうな部分、ペケというのは、考え方が違うという形で、対立点になる部分であります。米印というのは、指摘された件については、既に原案の中で反映されているということでもあります。だけれども、委員から見たら、それは全然違うよというふうなことがある。本日はこの3つ、ペケ、黒三角、米印のあたりを中心に議論をする。その際の議論は、個々の意見のベースじゃなくて、むしろ後ほど申し上げます論点の整理に従って討議して、意見のすり合わせをしようというのが本日の議事の進め方の中心課題でございます。

2番目に、その論点の整理について入っておりますが、論点については、別途資料3-7で1枚もののペーパーが出ております。この1から8番までについて順次協議をしていきたい。右端にはそれに該当する意見書番号が振ってありますので、主にそれに該当する委員から県の回答に対するご意見をいただいて、県との間で議論をしていただくということが本日の主要な議論の進め方でございます。

本日の議題のもう1つは、前回にも各委員から意見書の表明がございました武庫川峡谷の環境調査についての意見、質問に対する県からの回答でございます。これは、一問一答形式で回答をしていただきまして、それについて、当該の委員を中心に若干の質疑はする時間をとりたいと思っておりますが、全体としては、最終的な結論を委員会の中で取りまとめるということは、本件に関してはやらないということになっておりますので、一定の時間で切り上げたいと思っております。

以上が2回の運営委員会の報告でございます。

なお、運営委員会では、日程の追加提案を本日させていただくことも決めております。開催予定の一覧表というものがどこかに入っていると思っておりますが、既に本日の後、9月13日に第53回流域委員会まで設定しておりますが、もうあと1回では到底最終的な結論を得るのは難しいということで、10月9日に第54回流域委員会を設定したいという提案を本日させていただきます。それに付随して、その委員会の中に1回ないし2回の運営委員会を開催するという運営委員会日程も、既に3回の日程を提案しておりますので、よろしく

お願いいたします。

なお、最後に、73 回の運営委員会では、基本方針（原案）に対する提言を取りまとめるにあたっての住民のご意見を聞くリバーミーティングのような機会を持つべきではないかということについての提案もあり、議論も行いました。その必要性をめぐっての議論もございましたが、運営委員会としては、できればご意見を聞く機会を持つにこしたことはないし、やればやりたいんですが、今回の審議があくまでも委員会の昨年の提言に基づいて、原案について審議、照合していくということで、委員会の意見というのは、この提言に沿ったものとしての議論をしておりますので、新たな視点、視角が出てきているわけではないということ、それから県との合意を図る作業を続けていく中で、大変日程的にもタイトな状況なので、今回はそのような機会を設けることは見送りたいということを決めました。

なお、傍聴者並びに流域住民の方々からのご意見については、各開催します委員会での発言、あるいは委員会へ向けての意見書等でいただければありがたいと思っております。

以上で運営委員会の報告並びに本日の議事の進め方の提案を終わらせていただきます。

何かご質問、ご意見ございますかー。特にないようですので、そのように進めさせていただきます。

本日は、先に武庫川峡谷の環境調査の意見、質問に対する回答を時間的には 30 分程度で終えたいと思っております。その後、時間の許す限り、基本方針（原案）の審議を順次続けていきたいと思っております。

まず、環境調査に関して、河川管理者からの回答の説明をお願いします。

○渡邊 武庫川企画調整課の渡邊です。

詳しくは資料の方を読んでいただくことにしまして、ポイントのみ説明させていただきます。

初めに、調査の前提になりますダム計画についてのご意見、ご質問です。

1 番では、同形式の穴あきダムの完成事例はということで、益田川ダムがございます。ただ、その試験湛水はされておりますけれども、その後の評価についての発表はまだございません。また、ほかに同形式での計画中のダムは数例ありますけれども、建設中のものはございません。

2 番ですが、その益田川ダムで試験湛水後に木本類が枯死しているということのご指摘がございましたけれども、確かに武庫川の場合と条件は違いますが、唯一の完成事

例でありますので、情報収集して参考にしていきたいと考えております。

3 番目、ダムタイプですけれども、重力式ではなくて薄型のアーチダムタイプの方が峡谷には合致するのではないかというご意見に対してですけれども、そういったものも以前に検討しておりますが、上流側が湛水していない状態で下流からの地震力が加わった場合に、そのアーチはもたないということの検討で、採用できないという結論に至っております。

4 番目、試験湛水頻度というのが上流の植生に対する影響がありますので、それを最小化する検討をということですが、確かに放流量を小さく設定しますと、湛水頻度もふえまじ、大きな治水容量が必要になってきますので、今回の計画では、下流の流下能力見合いで、できるだけ放流量を大きくしていこうということにしております。

5 番目ですが、いろんな新技術なり可能な限りの知恵をとということで、新技術については、施工分野でいろいろ開発、導入が進展しております、もしそのような段階になった場合には、検討に取り入れていきたいと考えております。

次に、ダム工事の内容とその影響についてですけれども、いろんな建設に必要な設備とか施工方法については、まだ全然検討はしておりませんが、一般的に必要なものということをご説明しておりますので、それをご参照いただければと思います。

7 番、それによる影響調査がないではないかということですが、こういった工事期間中のみ使用する仮設備というものは場所が限定されるわけではありませぬので、また施工方法の工夫によってもいろいろ影響を回避する方法、一時的なものにとどめるようなことが可能ですので、今回の調査の対象とはしておりませぬ。

次に、調査の位置づけ・目的についてです。

8 番で、委員会としてこのような調査をすべきであるとは言っていないはずだということに対しましては、河川整備計画の検討において、治水対策のメニューの一つである新規ダムの環境課題については十分明確にして、流域委員会及び県民に対して示す必要があると河川管理者としては判断し、この調査を実施するものでございます。

9 番、この調査が実質的にアセスメント手続の前倒し作業になるのではないかというご指摘ですけれども、今回やっておりますのは、あくまで計画検討段階での調査でございますので、準備書手続の前倒し作業では全くございません。以前の回答の中で、準備書作成段階にも活用できるような精度にという発言もしておりますけれども、それは、従来の調

査よりも精度を上げていく必要があるとの認識で申したものでございます。

10 番、2000 年の環境審査会答申についての件ですけれども、これも先ほどの 9 番の回答と同じように、全くその流れでやっているものではございません。そのご指摘の中で、2000 年の答申が案件に対してノーを突きつけたものである、あるいは用地買収を行っているというふうなご指摘がございましたけれども、それについては、事実は全くそうではありませんので、誤認されているものと考えております。

11 番で、戦略的環境アセスメントとして有意義なものをとということですがけれども、S E A については、現時点で実施するような段階ではございませんが、今回県がやっております調査は、事業に先立つ早い段階で環境的な側面の評価を行ってという意味におきましては、S E A と同様の趣旨であろうと思っております。そのために正当な判断が出せるような調査検討体制で実施しております。

12 番、なぜこのタイミングで資料の説明とか提示とかをしたのかというご指摘でしたけれども、本委員会で説明するということについては、3 月 1 日の運営委員会で決定されたものでございます。たまたま原案の発表のタイミングと結果的に一致しただけでございます。

2 ページ目に移りまして、調査項目についてです。

13 番ですが、計画検討段階の調査として、必要と考えられる項目について、河川管理者の方で抽出して実施しております。

また、その抽出にあたりましては、委員会提言と委員の意見を確認しながら、できるだけ漏れがないように注意して抽出しております。ただ、不足しているものがあるというご指摘があれば、追加について検討いたします。

次に、調査計画あるいはその影響の評価についてのものです。

15 番の方で、いろんな評価については長期間を要するものがあるだろうというご指摘ですがけれども、確かにそういうふうと考えております。ただし、武庫川の治水対策は早期に進める必要があると思っております。整備計画の原案を作成するというスケジュールの中で、新規ダムの可否については判断していきたいと考えております。

16 番で、検討の中では何をしていかなければならないのかというご指摘ですがけれども、現地移植が技術的に可能かどうかなど、新規ダムの可否そのものにかかわるような判断において重要な事項を中心に、調査計画を優先して作成しております。答えを出すまでに時間を要するものも当然ありますけれども、それは新規ダムを整備計画の中に採用する場合

に、その後の計画のプロセスの各段階に応じて、引き続き検討していきたいと思っております。

17 番で、影響というものがゼロの場合、あるいは 100 の場合、いろいろあって、影響の程度というものが問題になる場合がありますけれども、そういったものについての慎重な実施をということでございますけれども、私どもとしましても、環境影響の有無とその程度を明確にできるよう、そして緩和できると判断するものについては、専門家のご意見も聞きながら、慎重に評価していきたいと思っております。

18 番も 17 番と同じご趣旨のご意見、回答でございます。

19 番は、この採否を審議するための情報についてですけれども、当然その結果とともに、調査の推進体制とか進め方についてもご説明したいと思っております。

次に、調査費の関係です。

環境調査の全体が 1 億 6,000 万円というご説明をいたしましたけれども、これだけに限ってやっているわけではございませんで、既存ダムほか必要な調査はほかのところでもやっております。調査の内容と方法によりまして、必要な費用には差が出てまいりまして、環境調査の場合は現地作業が比較的多いでございますので、相対的に大きな金額が必要となっております。

50 回の流域委員会で委員長の方からご質問がありました点についての回答ですけれども、18 年度の調査実績は、10 月 27 日にひょうご環境創造協会と 3,145 万円で契約して実施しました。19 年度は、4 月 1 日から実施できるように、まず 4 月 1 日に 941 万円で、そして 6 月に入りまして 4,725 万円の契約を実施しております。

21 番ですけれども、堤防強化を最優先して実施するべきではないかということについても、それぞれ必要なものは進めておりまして、堤防強化も既に一部の区間で工事に着手しております。

22 番、住民も調査してほしい課題をどしどし提案ということですが、ほかに調査検討段階として必要な項目を対象に、効率的な執行を考えております。

23 番からは、峡谷の植生についてです。

なぜ植生の自然遷移といった問題を取り上げるのかというご指摘でございましたけれども、経緯としまして、河川審議会の環境部会の中で、現在の武庫川峡谷のすぐれた自然環境も、植生の遷移が進んでしまえば、サツキ等の生育に必要な明るい環境が失われるという委員共通の懸念がございました。この現状というものは、流域委員会にも事実として認

識してもらふ必要があるというふうなご発言もございました。それで、今回の説明の中で紹介したのは、試験湛水を行うならば、それを契機に森林を明るい環境に再生するということも考えられるのではないかという提案が数名の植物の専門家から出されておりました。その関係で、保全対策の一つとして検討しているところでございます。

24 番ですが、人為的にこういった森林をいじるのは最小限度にとどめるべきではないかというご指摘ですけれども、峡谷の将来を考えるとときには、再び人為的に手を加えていくことも必要という専門家のご意見もございました。

25 番ですけれども、本当にこういった峡谷の急傾斜地で樹高の低い林として維持されていたのかどうかというご質問でしたけれども、終戦直後に撮影された航空写真を見ておきますと、確かに武庫川沿いの山林というものは低林管理されていたことがうかがえます。また、宝塚市史には、花折ヶ峰の山で柴を刈っていたという記述がございまして、それが急傾斜地も含むかどうかわかりませんが、山には入っていたということがうかがえます。

最後に、3 枚目に移ります。ここからは各調査項目についてのご意見で、各論になってまいります。

まず、植物についてですけれども、もとの土地へ再移植する必要があるのではないか、あるいは洪水時の土壌侵食についてですけれども、もとの土地への再移植も含めて、移植試験は実施しております。また、洪水による土砂堆積の影響についても検討してまいります。

27 番で、植物群落が最終的に安定するのかどうかの検討ですけれども、長期的な安定性の確認には時間を要すると認識しております。ただ、今回一定の判断を下したいと考えております。

28 番ですけれども、岩上植物には攪乱というものがやっぱり必要ではないかということに対しては、洪水時の攪乱も含めて検討する予定としております。

動物については、魚類の遡上あるいは鳥獣や昆虫類の陸上動物の上下流移動ですけれども、そういったものも専門家のご意見を聞きながら検討する予定です。

試験湛水については 30 番ですが、期間を短縮した場合の影響ですが、水位低下速度を上げた場合には、崖錐堆積層の残留水圧というものがどうなるかを検討しながら、斜面の安定性を判断していきたいと思っております。

次に、湛水に係る事項ですけれども、31 番では、土砂移動の関係ですが、正確にやろう

と思えば、かなり複雑な作業が伴いますけれども、こういった検討が可能なのか、調査の事例や専門家のご意見も聞きながら、調査方法を決めていきたいと思っております。

32 番では、ダム地点の河床が岩盤であるとか巨石であることの考慮ですけれども、そういった場の条件をどのように組み入れることができるのかについて、これも各専門分野の方にご意見をいただきながら、シミュレーションの方法を決めていきたいと思っております。

33 番ですけれども、表土流失については、試験湛水時だけでなく、ダム運用後の洪水による湛水時についても想定して検討いたします。

河道については、上流での土砂堆積が下流の河床変動に及ぼす影響について検討してまいります。

景観ですが、フォトモンタージュに植生の変化や土砂堆積、侵食のアセスメントの結果の反映ですけれども、そういったことも反映して作成していくということは、資料を 50 回にもご説明いたしました。

35 番ですけれども、遠景だけじゃなくて、それ以外にダム建設によって巨石が除去されるような区間の河道景観がどうなるかについても検討を行う予定です。

最後 36 番、レクですけれども、将来の利用というものは、堤体付近では、ルート変更というものはどうしても必要になりますけれども、それより上流の峡谷の区間では、レクリエーション利用自体には変化はないため、影響の評価というものは難しいのではないかと考えております。

以上です。

○松本委員長 では、今の回答の説明に対して、各委員からのご質問、ご意見を願います。

○奥西委員 ちょっと総括的な感想のような意見だけ申し上げたいと思っておりますけれども、今の説明をお聞きしまして、全体を流れるものは、これは S E A ではないと言いながら、やろうとしているものは、まさに計画段階での環境評価であって、S E A そのものである。そういうところに本質的な矛盾が含まれているように思いました。

○中川委員 今の S E A の点についても 1 点あるんですが、それは最後に申し上げたいと思います。

まず、簡単な質問が 1 点だけあるので、それを先に河川管理者さんに答えていただきたいんですが、私の質問に対する 2 番のところで答えていただいているんですが、そもそも

この調査計画を立案するために、ここで唯一の完成事例と認めておられる益田川ダムに視察ないし情報収集というのはなさって、この計画を立てられたのでしょうか。

○渡邊 現地を見に行った職員もございますけれども、調査計画作成自体は、直接そういったものに基づいてというわけではございません。

○中川委員 唯一の穴あきダム完成事例を参考にせずに調査計画を立てたのが今の調査計画だということですね。

○渡邊 そうですね。

○中川委員 あとは、ここできょうどこまで意見を述べるべきなのか、ちょっと迷っているというか、このやりとり自体の位置づけが非常にグレーになってきているので、どこまで申し上げるべきなのかというふうにもちょっと迷っていますが、それを前置きとして、3点申し上げたいと思うんですが、SEAに関する点は最後に申し上げます。

23番のところ、これは私が出させていただいた意見に対してのお答えをいただいているんですが、ここの説明は、文字どおり、そのとおりに読めるんですけども、この武庫川峡谷で環境の問題が取り上げられているのは何ゆえかといえば、ダムによって人為的に環境を破壊するということに対することから出発しているんですね。そこを間違えないでいただきたい。

ここに書かれている委員から環境部会が出されましたというのは自然遷移の話なんです。植生は自然遷移するのは自然の摂理なんです。それは難しい話をしなくても、だれもが皆感覚的には理解していることです。それとダムによって人為的に環境を破壊するというこの話をすりかえないでいただきたいということが、私が前回の意見書の際に申し上げたかった一番のポイントです。

25番の田村委員のご回答をいただいているんですが、1つだけ申し上げておきますが、柴と薪炭の違いぐらいはわかってご説明いただきたいと思います。柴刈り山と薪炭林は全然違います。このようなご説明をされるのであれば、その程度のことはきちっとわかった上でご説明していただきたい。

植生のことを随分取り上げていらっしゃるんですけども、ダムで最も心配しなければいけない、考えないといけないのは、川に対する連続性の問題です。あいにくこの委員会の委員の中には、川の水生生物あるいは魚類といったような分野のご専門の委員がおられないというところが非常に残念なんですけれども、川の連続性ということが最も重要だということを指摘しておきたいと思います。

最後に、S E A のことについて申し上げたいと思うんですが、そもそもこのやりとりの発端は、佐々木委員の質問に答えて書いておられるように、いきなり出てきたこのダムの環境計画は何なんだというところから始まって、委員会に説明していただく必要があるんじゃないかという運営委員会の議論を経て説明をしていただいているという流れにはなっているんですが、このやりとりをしている説明の位置づけを委員会としてきちんと確認しておく必要があると思っています。これが先ほど奥西委員がご指摘になった点なんですけれども、11 番の奥西委員のご質問に対する答えとして、S E A と同様の趣旨であり云々というふうにご回答されているんですが、今まさにやりとりしている、きょうもわずか 30 分ぐらいで終わろうとしているこれが S E A の手続に相当する意見の反映という部分ではないんだということをきちんと確認しておく必要はあろうかと思います。つまり、整備計画が出てきたときに、S E A の手続に相当する手続を河川管理者としてはやってきましたというようなことを 2 年後に言われても、委員会としては困るということです。そのような手続をこのやりとりでやっているのではないんだということを委員会としてきちっと確認しておく必要はあろうかと思いますので、ぜひその点を確認をお願いしたいと思います。

○松本 武庫川企画調整課長の松本でございます。

S E A に関しましては、以前の運営委員会でも申し上げましたように、今国の方では、環境省がガイドラインをつくり、関係省庁がそれを踏まえてそれぞれの省庁の事業に沿ったガイドラインを作成中です。県の方についてはまだ現在検討中ということで、要は、県としては、県において S E A に相当する制度ができて、この武庫川ダムがそれに該当する事業であれば、当然その制度に沿って S E A を実施するというところでございます。したがって、今現在、県の方で、環境調査を進めていたり、今回この場で質問に対するお答えをしていますけれども、これはあくまでも S E A に沿った手続の一環ではないというのは間違いございません。

○奥西委員 ちょっと今のお答えで気になることがあったので、確認したいんですが、S E A についてのガイドラインが決まったときに、武庫川については S E A はやりませんという選択肢はありますか。

○松本 S E A の制度そのものが県の方で決まっておりませんから、制度ができ上がって、それについて、当然こういったものについては S E A の対象にしますという対象要件というのが出てきます。ですから、それに該当すれば、県の方としても、それに沿って実施をしますということでございます。

○奥西委員 流域委員会の提言には S E A が必要だと書いてありますが、そういう意見は無視するということですか。

○松本 ですから、県の方として、今現在環境部局が S E A の制度について検討しております。その検討結果を踏まえて、制度をつくるかつくらないかも含めて、いずれ結果が出ますから、その結果に従って我々としては対応していきたいというふうに考えております。

○松本委員長 この話は、先ほど中川委員からあったように、委員会としてこの環境調査をどうかという調査内容全体についての意見を取りまとめるということはやらないというのは、何回か運営委員会で協議して、前回の運営委員会でも確認している件なのです。ただ、この時点でこのやりとりをしているというのはどういう意味合いを持っているのかという位置づけは、改めて明確にする必要はあるだろうと思います。それは、既に県の方から説明をされて、それに対して各委員から意見を出され、さらに回答がされて、また今意見交換をしているんですね。

こうした経過を踏まえて、今回のこの一連の委員会の中で、この時点でこれを議論したということは、委員会としてはどういうことなのかということは、改めて運営委員会で位置づけ等については取りまとめて、また別途お諮りをしたいと考えますので、そこをどう位置づけるかという話は、きょうは議論に入るのはお控えいただいて、そのためにも、きょうの回答について、なお意見あるいは質問があれば、お出しいただきたいと思います。

○畑委員 私も、この調査に関しては、位置づけがわからないままに質問を出しておりますので、追ってその位置づけが明確にされるということであれば、それはさておきまして、ここで議論しておりますのは、そうとはいいながら、結構な資金をこれにを使って調査をされております。また、その目的とするところは、ダムの可否を検討するというのがどうも最大の目的であるというように今回のご説明でも明らかかと考えます。

そうであるならば、こういう植生等に影響の大きい項目であります湛水時間、湛水回数、そういうことを明瞭に条件づけずにこういう調査をやられましても、益田川ダムの例を挙げるまでもなく、一体どういうふうに植生に影響を与えるのかというのが定かでない。こういうせっかくの調査が全くむだになってしまう可能性も高いと考えまして、特にその湛水時間について質問したわけです。

それについては、できるだけ穴の大きさを大きくして、湛水時間、湛水回数を減らそうとしているというだけの条件設定のようですから、非常にその点むだになる可能性が高いなという気がいたしております。

そもそもこういうダムをつくるのであれば、私は決してそれは賛成しておりませんけれども、できるだけそういうダムの使用回数を減らすようなものを考えないと、植生には大きなダメージがあるであろうと考えておりますので、そういう意味からも、下流の流下能力を最大限に活用するような方法が条件としては一番大事なところかと思えます。そういう検討がそもそも説明されていないということで、ちょっと疑問に思いました。

○佐々木委員 同じく、やはりこの位置づけのことで非常に気になったんですけれども、少し戻るかもわからないんですけれども、私の意見のところでは、一番初めに再開されたときにこの調査が指し示されたということで、それに対して私は驚きということで、このタイミングというふうなことを書いております。

基本方針の原案に対する委員会に求められる意見に対して、こちらの方の意見はどういうふうに使われて、どういうふうになっていくのかということも、それまでの委員会の経緯からすると、ちょっとわからない部分がありますので、私は、この細かい内容については一切触れずに、位置づけ、目的と、非常に気になりました事業費予算のところについてのみ書かせていただいたんですけれども、そのウエートというものが全体の 72.2% を占めてしまうということです。

同じように環境に対する影響があるというのでは、既存ダム、特に千苅のようなものについても、同じように考えないといけないのではないかというお話も出ておりましたが、それにしても、その 4 倍も調査費が使われているということで、最後の委員会から 2 回目ぐらいのときですか、流域各市の方にヒアリングを委員会で行いました際にも、神戸市の方から、もっと詳しく内容を指し示していただければ考えるというふうなお話もいただいていたので、もう少しそちらの方を考えることも委員会としてシフトしておくべきではないかということで書いたんですが、余りにさらっと先ほどの回答で流されてしまいましたので、そのあたりについては、この委員会が秋に終わります前に、一度議論いただきたいということです。

○長峯委員 私はここに意見書を出していないんですけれども、この環境調査というものがどのような形で出てきたのかということ当初理解しておりませんで、今もってどういう位置づけなのかということも理解しておりません。それに関してはきょうは議論しないで、改めて今委員長の方から、それについては重要な問題なので議論するというふうに伺ったんですが、そういうことで 1 つ確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。

○松本委員長 はい。

○長峯委員 では、それに関しては、余り意見は言わないでおきますけれども、私自身も疑問に思っているのは、1つは、武庫川峡谷環境調査、要するに環境に関する調査をするというふうになっているわけですが、県の方も、環境基本条例というものを一番上に持っていると思うんです。そこの条例との関係がどういうふうになっているのか。手続的に何かおかしいんじゃないかという気が私にはするんですが、環境基本条例、その下に環境影響評価の条例もあると思いますけれども、その2つの条例に照らして、手続的におかしくないかどうかということを確認、議論してほしいということを1つお願いしたいと思います。

もう1つは、流域委員会との関係というものを県がどう思っているかということです。県は、今回の基本方針の案にも、参画と協働というふうにならなっているわけですが、要するに、この流域委員会自体が参画と協働ということを経営がうたって、その中で今まで議論をしてきたわけです。この流域委員会の中にも環境ワーキンググループというものもあるわけですが、どうしてこのような環境の調査をするのに流域委員会と協働という形でやらないのかということで、大きな疑問があります。

今回の回答を見ていると、計画検討段階の調査として任意に実施しているからであると書いてあるわけですが、要するに、任意に実施できるというふうに言うのであれば、勝手に何でもできるということになってしまうわけです。流域委員会とのこれまでの信頼関係というものをどう考えているのか。そのあたりについても、ぜひ今後確認、議論をしていただきたいと思います。

○松本委員長 ほかがございますかー。

ないようでしたら、先ほど申し上げましたように、この環境調査をどのように位置づけるか、前回あるいはきょうの審議を通じて、一定の疑問点等々が出てきたということなので、それを踏まえて、委員会としてどのようにこれを位置づけて、個々の中身じゃなくて、この調査計画そのものをどのように考えるかということを運営委員会で協議し、取りまとめて、本委員会に改めて提案するというふうな手続にさせていただきたいと思います。

そもそも1年前の提言では、武庫川峡谷の環境調査は、2年後に出てくるその先の整備計画段階までにしっかりとやるべきであるというふうに委員会としては申し上げている。しかし、県としてはすぐにやる。ということは、次のじゃなくて、当面の整備計画の中で、環境問題を理由にダムを入れない、入れるということの判断をするための材料は必要だという形で調査されるということは、整備計画の中に位置づける可能性もあるという前提で

調査されているということで、はなから委員会の提言とは違う作業を県の方としてやられていますから、委員会のサイドと県のサイドに大きな食い違いがあるのは当然かと思いません。

ただ、整備計画原案を作成する県の方が立場としてそのような手順を経たいということについて、やってはいけないというふうなことを閉会中の流域委員会が言えるかどうかということは、大変難しい問題があるという形で、それはそっちの責任の問題でしょうという形で突き放してきたのがこの 1 年間の経緯でございます。その結果としての今回の説明でございますので、その辺も踏まえた上で、位置づけ、委員会としての考え方の整理については、改めて運営委員会で協議をしたいと思いますので、そのように取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

では、一応今日は県から委員の質問、意見に対して回答を得て、若干の質疑を行ったということで終わらせていただきます。

次の議題に入ります。基本方針（原案）の審議でございます。この審議に関しましては、冒頭ご説明しましたように、まず県の方から、各委員の膨大な量の意見に対して、個別に検討した結果の報告をしていただきたいと思います。資料 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6 にわたって、一括して、基本方針（原案）に対する各委員の意見書に対する県の考え方、並びに基本方針の本文、参考資料の 4 編についての修正案の説明をしていただきたいと思います。

○前田 武庫川企画調整課、前田でございます。

私の方からは、基本方針（原案）に関する各委員の意見書に対する県の考え方と、今回それを踏まえて修正しました武庫川水系河川整備基本方針及び参考資料（修正案）についてご説明させていただきます。

まず初めに、A 3 判の資料 3-1、基本方針（原案）に関する各委員の意見書に対する県の考え方をお願いいたします。この資料は、前回の第 51 回流域委員会資料 2-2、基本方針（原案）に対する各委員の意見集約（案）と、この時点でその資料に反映できていなかった加藤委員、佐々木委員、長峯委員の意見書、そして水田のアンケートに関する意見書について、県の考え方を整理した資料でございます。

資料の見方ですが、列の左側に、基本方針（原案）の項目あるいはページ、そして原案に記述している主な内容を記載しております。列の真ん中には、基本方針（原案）に対する各委員からの意見書の内容を記載しております。列の右側には、各委員の意見に対する

県の考え方を記述しております。

その県の考え方の中の左端に対応方針という列があります。これは、各委員からの意見書に対する県の対応方針を記号で分類したものでございます。1 ページの上に凡例がございますけれども、丸につきましては、委員からの意見の方向で修正、加筆するもの、白三角につきましては、委員からの意見の方向で修正、加筆を検討するもの、どちらかという丸に近いもの、黒三角につきましては、何らかの形で手を加えることを検討するもの、これはどちらかというバツに近いもの、バツは、委員からの意見の内容で修正に応じられない、あるいは県との考え方が異なるもの、米印は、意見の内容は既に原案に反映、記載していると県が考えているもの、バーは委員の感想、クエスチョンは委員の質問というように分類して、それぞれ意見番号に対する県の考え方を記述しております。

丸、白三角につきましては、今回の武庫川水系河川整備基本方針（修正案）の方に反映しておりますので、ここでは丸、白三角以外で主に委員からどういった意見があったのか、その意見に対する県の考え方について、簡単にご説明させていただきます。

1 ページから 2 ページの下段までにあります「(1)流域及び河川の概要」ですけれども、基本的には内容充実にかかわる意見が多いため、そういった方向で修正しております。

ただし、どうしても反映できないものとして、個別具体の施設等がございます。意見番号で言いますと、例えば 6 番の甲子園球場や、8 番の木之元のリバーサイド住宅等がそれにあたります。

続きまして、2 ページ下段から 11 ページ中段までの「(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の項目ですけれども、ここにつきましては、修正することによって、より表現が適切に、あるいはわかりやすくなるもの、記述内容が充実するものについては修文をしております。しかしながら、基本方針のあり方などに関する内容、意見番号で言いますと 28 番あるいは 29 番の時間軸の話、あるいは 34 番の対策に関する優先順位、これらにつきましては、県と考え方が違いますので、バツあるいは黒三角という形で記載しております。

この項目では、記載済みとの扱いである米印と考えているものが多く、約 4 分の 1 ございます。

例えば、意見番号 43 番では、治水面から森林整備を進めることの記述についてのご意見がございます。これに対して県としては、森林の持つ水源涵養等の公益的機能が持続的に確保されるようというふうに記述しておりますので、修正の必要はないと考えております。

同じく、意見番号 44 番では、森林の持つ水源涵養機能等の公益機能を含め、保水、流出抑制の機能が持続的に確保されるようのご意見がございますけれども、県としては、水源涵養には保水機能の意味も含まれているため、あえて保水、流出抑制の機能を記述する必要はないと考えております。

意見番号 46 から 49 番では、流域対策における水田の記述をもっと積極的にできないかといったご意見がございます。県としては、水田については、水田の持つ多面的機能について、保全、向上が図られるよう努めるというふうに本文に記述しております。

以上のように、県としては、基本方針本文に記述しているつもりですが、委員からもっと踏み込んでさらに記述すべきというご意見がここでは多数ございます。

続きまして、11 ページ中段から 13 ページ中段にございます「2 河川の整備の基本となるべき事項」ですけれども、ここでは結果的にバツが多くなっております。その理由は、立ち戻りの議論、すなわち一度流域委員会で既に決定した考え方の見直しのご意見ですとか基本方針の構成に関するご意見でございます。県としては対応が難しいというふうに考えております。

例えば、意見番号 96 番では、基本高水ピーク流量の説明が不足といったご意見がございますが、県としては、結論を本文に記載し、補足資料は参考資料治水編に記述しており、この構成を特に変える必要はないというふうに考えております。

また、武庫川の基本高水ピーク流量が安全側の数値であるといったご意見もございますが、この数値の議論につきましては、これまで十分流域委員会で議論してきた結果ですので、特にこの数値がおかしいとは考えておりません。

意見番号 99 番では、水田貯留は除外せず、算入とのご意見がございますが、水田貯留に関しては、委員会でもご説明しましたように、個人の所有であり恒久的に現在の状況が確保できるとは言えない、あるいは年間を通じて 2 回乾田化を必要とし、洪水時に確実に治水効果が発揮できないとの理由により、流域対策の位置づけを断念しております。

意見番号 103、104 番では、洪水調節施設の優先順位の記述のご意見がございますが、具体的な施設計画につきましては、河川整備計画策定時に定めるため、基本方針では優先順位は記述しないというふうに考えております。

続きまして、13 ページ中段から 15 ページの基本方針（原案）に関する全般的な内容ですけれども、ここでは委員からの感想が多く、結果としてバーやバツが多くなっていますが、各委員のご意見に対しまして、個別に県の考え方を示させていただいております。

16 ページから 19 ページの参考資料、「流域及び河川の概要」ですけれども、基本的には内容充実にかかわるものについては修文しております。しかし、個別具体の施設、河川に直接関係ないものについてはバツとさせていただきます。

意見番号 142 番の大規模工場の話でありますとか、143 番のゴルフ場については、ここで特筆すべき事項でないと考えております。

また、意見番号 133 番、気候・気象、157 番の自然浄化のご意見についても、現在手元に事実確認できる資料がないためバツとさせていただきます。

20 ページから 23 ページの参考資料、「治水編」ですけれども、先ほど説明いたしました基本方針本文の「2 河川の整備の基本となるべき事項」と同じ意見内容のものが多く、結果としてバツあるいは米印が多くなっております。

意見番号 171 番、172 番、174 番の基本高水ピーク流量、意見番号 175 番の流域対策に関する記述、意見番号 177 から 179 番の水田貯留に関するご意見等がございますが、これらは基本的に県と治水対策の考え方が異なる部分がございますので、結果としてバツや米印となっております。

24 ページの参考資料、「利水編」ですけれども、これにつきましては、データ更新等の内容充実にかかわるご意見が多く、修文で対応しております。

25 ページから 26 ページの参考資料、「環境編」ですけれども、意見番号 207 番の水循環については、ご意見のように修文しております。

27 ページから 30 ページは、基本方針（原案）以外に関するご意見ということで、対応方針の記号等は入れておりますけれども、各委員のご意見に対して個別に県の考え方をお示しさせていただいたものでございます。

31 ページは、前回第 51 回流域委員会の資料 2 - 4 でご説明した水田貯留に関するアンケート調査に対する各委員からのご意見とそれに対する県の考え方を記述しているものでございます。

そこでの主な意見の内容といたしましては、アンケートの設問 3、取り組むにあたっての条件整備の説明不足やアンケート結果の無視、これは大半の農家が条件さえ合えば協力すると言っているのに農家の姿勢や熱意を無視しているといったご意見がございます。

県としましては、水田貯留は、農家のご理解とご協力のもと実施していくものと考えています。このため、アンケート設問 3 では、取り組むにあたっての条件整備として、農家がどのような項目をどの程度必要としているかを把握するために想定される項目を選択肢

として列挙したものでございまして、その結果として、回答者の半数以上の方が稲作の時期によっては取り組めないとされております。このようなアンケート結果を受け、県としては、出水期を通じ堰板の設置に協力を得ることが期待できず、安定的かつ確実に貯留効果を担保できないため、水田貯留を治水計画に位置づけないというようにしております。

以上が、駆け足で申しわけございませんけれども、資料 3-1 でございます。

1 点、資料 3-1 で資料の訂正をお願いしたい部分がございます。1 ページの意見番号 3、4、5 番、同じく 2 ページの意見番号 11、12 番ですけれども、今申し上げた意見番号に対する県の回答のところで、アンダーライン、米印で「修文案の詳細は資料 3-1 参照」というような文言が入っているかと思いますが、これは、前回の運営委員会でお示した資料から修正を忘れてございまして、今回修文案はすべて資料 3-2 から 3-6 にございまして、今申し上げた米印以下の文章は削除をお願いいたします。

同じく、9 ページの意見番号 74 番につきましても、県の考え方の中で、米印「修文案の詳細は資料 3-2 参照」とありますが、これも削除をお願いいたします。

続きまして、資料 3-2 から 3-6 の武庫川水系河川整備基本方針及び参考資料（修正案）について、簡単にご説明させていただきます。

今回の資料 3-2 から 3-6 の基本方針（修正案）につきましても、第 50 回流域委員会に提示した資料 3-4 から 3-8 の基本方針（原案）に、先ほどご説明いたしました資料 3-1 の丸、白三角、あるいは黒三角の一部の部分を反映させ、また県として改めて記述内容について再考し、修正した資料でございます。

各修正案の表紙の右下に修文の凡例を記載しております。第 50 回の基本方針（原案）の文章を削除する場合は取り消し線を入れております。また、原案から文章を追加する場合はグレーの網かけを入れております。

それでは、まず初めに、資料 3-2、武庫川水系河川整備基本方針（修正案）をお願いいたします。

主な修正内容を簡単にご説明させていただきます。

まず、資料 3-2、基本方針（修正案）ですけれども、本文の構成といたしまして、原案では、「1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」と「2 河川の整備の基本となるべき事項」の 2 章立てでございましたが、今回の修正案では、「1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」から「流域及び河川の概要」を抜き出して、3 章立てとしております。

資料 3-2 の 1 ページから 6 ページの「1 章 流域及び河川の概要」では、先ほども申しましたように、内容充実に関する各委員の意見をできるだけ反映し、修正しております。

5 ページの「(7) 治水事業の沿革」では、流域委員会設置等の経緯についても追記しております。

7 ページの「2 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」では、「ア 武庫川づくり」の項目を削除いたしまして、武庫川の流域、河川の姿を踏まえた武庫川づくりの長期的な方針を総括的に記述しております。

9 ページの「③ソフト対策」につきましては、記述文章の内容を踏まえて、「減災対策」の方が適切であると判断し、修正いたしました。

また、その上の「河川管理」という項目につきましては、12 ページの「④河川の維持管理」の項目に移動し、構成をし直してございます。

10 ページの「③水循環」は、定義づけや健全な水循環系の構築とのかかわりがわかるように全面的に修正しております。

11 ページの「②動植物の生活環境の保全・再生」も、健康診断図等を踏まえた形で修正しております。

12 ページの「③モニタリング」につきましては、モニタリングや蓄積資料の具体的な項目を入れた形で修正しております。

「3 章 河川の整備の基本となるべき事項」の 14 ページ、「(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項」ですけれども、ここでは、直近の生瀬橋地点での低水及び濁水流量観測によりデータを更新しております。

以上が資料 3-2、基本方針（修正案）の主な修正点でございます。

続いて、参考資料ですが、参考資料につきましても、各委員からのご意見を参考に修正をしておりますが、データの更新や修正の確認作業が間に合っていない箇所もございますので、その点ご了承願います。

資料 3-3、流域及び河川の概要ですが、これに関しては、内容充実に関する委員からのご意見も多いことから、できる限り修正しております。

特に、図、写真、表を修正しているものは、文章と同じように、その資料名を網かけしております。流域及び河川の概要では、かなり多くを修正しておりますので、後ほどまたご確認をお願いいたします。また、今申し上げた表であるとか図で今回修正が間に合わなかったものは、「今後修正」や「新データを追加予定」というようなことで記載しております。

す。

資料 3-4、治水編は、大きな修文はございませんが、先ほど申し上げた本文と合わせた修正を行っております。

資料 3-5 の利水編も、大きな修文はございませんが、本文と合わせた修文をしております。また、データの関係では、河川流況データの更新あるいは河川の水質データを更新しております。水需要の動向については、今後データを更新する予定でございます。

資料 3-6 の環境編につきましては、「4 章 健全な水循環」、「4.3 健全な水循環系の構築に向けた対応策」について修文しております。今回、環境につきましては、その他の修文はございませんので、該当する 4 章のみを資料として添付させていただいております。

今回、基本方針本文及び参考資料の修正案は、これまで各委員から指摘のあった武庫川らしさや武庫川づくりの部分を意識し修文しております。原案からより内容が充実したものになったというふうに考えております。

以上で基本方針及び参考資料（修正案）の説明を終わらせていただきます。

なお、今回の資料 3-8、武庫川水系河川整備基本方針（原案）等に対する意見書、非常に分厚い資料があるかと思いますが、これは、基本的に第 50 回流域委員会に提示した基本方針（原案）に対する具体の修正案に関する意見書となっております。よって、今説明いたしました基本方針及び参考資料（修正案）は、一部既に対応済みというふうになっている箇所もあるかと思いますが、また後ほど確認をお願いいたします。

以上でございます。

○松本委員長 以上のように、これまでの各委員から出されました修正意見に対して県の方でかなりの修正作業をしていただきました。資料 3-1 で概略説明をしていただきましたように、丸ないし白三角のところの意見に関しては、原案の修正案の中で具体の修正案が出ております。したがって、これらに関しましては、本日の審議の対象とせず、それらが各委員のご指摘されている指摘に合致しているものであるのかどうかについては、それぞれの委員で修正案をもとに検証していただいて、それでよしとすれば、それらの意見については修正が終わったということにしていきたいと思います。なお、まだ修正が足りない、あるいは少し違うという部分があるならば、それについての最終案を、具体的な修正案に対する修正文書として後日速やかにご提出をしていただきたいと思いますということで、本日の審議の対象から外したいと思います。

最後に、今事務局から説明がありました資料 3 - 8 は、県の修正作業と並行しながら、直近のは 8 月 19 日になっていますから、一昨日までに各委員から修正案が出されているので、これはそれに対する対応ができていないということでもあります。ただ、県の修正した案の中に、既に解消されているものもあるかと思えます。したがって、本日は、資料 3 - 8 の内容についても、この意見書に基づいて個別の意見ないしは修正の議論はやらないというふうに取り扱わせていただきます。各委員の方で、県の修正案の中でそれが反映されているのかどうか、また県は、資料 3 - 8 の意見に基づく修正作業が可能かどうか、その作業を継続していただくことによって、修正の可否に関する議論を可能な限り省いていきたいと思っております。

審議は、先ほどご説明いただいたペケー修正に応じられない、考え方が異なる、これは対立していますので、こういう論点、それから、何らかの形で手を加えることは検討するが、ペケに近い方向であるという、それではなかなか委員の意向には沿えぬだろうなど県自身も感じておられる黒三角の部分、そして、既に委員の主張は原案に入っているんですよと言われていますが、委員から見れば全然観点が違うんだというふうな米印の部分、その他、感想や質問というふうに扱われていますが、これらの分類は全部県の方でやってもらったもので、運営委員会は個々の分類には関知しておりませんので、各委員の方で、これは感想ではなくて、実はこういうことなんだというふうなこともあろうかと思えますから、それはまた個別にお出しいただくということで、後日の作業にしたいと思えます。

そうしますと、黒三角、ペケ、米印のところが主な論点になりますが、資料 3 - 7 で論点の整理をさせていただきましたので、これに基づいて本日は審議をする。この中には、今申し上げたペケ、黒三角、あるいは米印に本質的にかかわる論点はほぼ入っているだろう。抜けているものもあるかも知れませんが、おおむね大事な論点は入っているだろうというふうに運営委員会としては整理をしましたので、本日の審議はこれに基づいてやりたいということでございます。

この論点について、若干ご説明をします。

まず 1 つは、現状認識であります。武庫川の現状をどのようにとらえるのか、あるいは武庫川らしさをどのようにとらえるのかということでもあります。委員会の立場としましては、武庫川の河川整備の基本方針というのは、これまでの河川整備のやり方とは全く異なる新しい河川管理の発想、流域住民と流域の自治体が参画して、流域全体で川づくりを考える、治水、利水、環境、まちづくり一体となって考えるという観点からも、超長期にわ

たる基本方針を策定しなさいというふうに提言しているわけです。その前提となる武庫川の概要、武庫川らしさをどのように位置づけているのかというところで、考え方が異なっていた意見がたくさんあったように思います。

武庫川の概要に関する個々の記述については、先ほどの修正案でかなり修正はされていると思いますが、基本方針をどのようなものにしていくのか、旧来型の基本方針でないものをつくるべきではないかという提言に対して、法定文書での一定の制約はあるという県の意見との対立点があるのではないかとということでもあります。いわゆる武庫川らしさ、武庫川の特徴をどのように基本方針に打ち出すかということをめぐる議論でございます。これに関するご意見を右側の番号に一応拾っておりますが、漏れているものがあるかもわかりませんので、それはまたご指摘をいただければと思います。

2つ目の論点は、先ほどからの県の説明にもありましたように、優先順位と重点対策にかかわる議論であります。提言段階でも、県との間で厳しい意見の対立があった上下流バランスに対する考え方、あるいは重点対策として重点をどこに置くのか、堤防強化等を重点に置くべきではないかということに対する問題、あるいは洪水調節施設等の優先順位を明確にすべきであるというふうな論点、そして既存ダムを活用に関して、その意義とそれを優先してやるということをしちっと位置づけるべきではないかという意見が提言に基づいて出されています。こうした件に関しては、県の原案の修正でも県の方と大きな食い違いが残っております。

3つ目は、方針に掲げる目標に関する議論でございます。1つは、武庫川の河川整備の基本方針のあり方、先ほど1のところでも少し言いましたが、武庫川らしい基本方針、あるいは基本方針と言っても、どのぐらいのターム、時間的なことを前提とするのかという時間軸の問題、あるいは武庫川の整備というものの政策の目標をどこに置くのかという議論が、前回の委員会でも幾人かの委員から出されております。こうした政策目標にかかわる論点が1つ目であります。2つ目は、治水にかかわる問題で、総合的な治水対策についての考え方が食い違っているのではないかというふうな意見がございます。このあたりを含めて、方針にどのような目標を掲げるのかという論点でございます。

4つ目は、流域対策の位置づけです。流域対策については、とりわけ水田を治水計画に位置づけるということや、ため池や防災調整池、あるいはこのペーパーには記載がありませんが、例えば森林の機能についての位置づけ等についてもペケ印で、対立点がありました。こうした流域対策の位置づけにかかわる論点でございます。

5 つ目は、総合的な治水の整備についてであります。とりわけ、都市関連施設、開発抑制や土地利用、危機管理対策と関連した議論、あるいは総合治水条例等の整備について明確に記載すべきであるという論点が入ります。

6 つ目は、利水にかかわる問題で、水ネットワークをどのように構築すべきかということについての考え方が不十分であるという論点もございました。

7 つ目には、どのような水質を私たちは目標とすべきかというふうな点についても、委員の意見と異なる部分があるかと思えます。この辺はもう少し詰めていけば、ひょっとしたら合意できる部分に近づくかも知りません。水質あるいは水循環、あるいは先ほどの委員の発言にもありましたように、武庫川における水生生物、とりわけ魚に関する記述がもう少しあってもいいのではないかと、修正文ではそれが少し加筆されておりますが、このあたりの問題がございます。

最後に 8 つ目には、基本高水に関する論点でございます。基本高水の論点は、若干の前提条件の見直し作業があつて、提言書に盛り込んだ数値とは少し数字が違っておりますが、数字そのものの議論を蒸し返すというのではなくて、基本方針から審議し、しかも基本高水をどうすべきかということをしてきた流域委員会は、全国では武庫川流域委員会しかないと言われておりますが、その経緯と私たちが込めている数値がきちんと反映されたものになっているか、伝わるものになっているかというところで、委員からたくさんの意見が出ております。このあたりについても、県の先ほどの回答とは相入れないものになっております。

大きく分けてこの 8 つを論点として本日の審議を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、順次進めていきます。きょうの会議は 3 時から 6 時半ということになっておりますが、3 時間半では時間的に難しいかと判断しております。若干の時間の延長を前提にして、これからの議論を進めたいと思っております。本日は、可能な限りこの 8 つの論点を一つ一つ議論をする。結論を出すというところまでは到底無理ですので、一定の論点が明確になるところまで委員間、あるいは委員と県との間での活発なご議論をお願いしたいと思います。

では、まず第 1 の論点、現状認識に関して、委員の側からのご発言をお願いいたします。

○奥西委員 きょうは、個人的な都合で先に帰らせていただきますので、最初に発言させていただきます。

私の意見書は 21 ページから始まるのですが、私、第 73 回運営委員会に出ておりましたので、その結果に基づいて整理すべきでしたが、サボって、その前の段階の認識で整理していて、申しわけないんですが、私の意見書の 1 番が、たまたま今委員長が言われた 1 番に相当します。その中で、歴史というものをどういうぐあいに認識して、これからの治水方針に生かしていくかについては、前回の委員会で申し上げましたので省略しまして、多少私の専門と関係しております河道の安定性について少し議論をしたいと思います。

その焦点は天井川の問題です。武庫川において天井川化している部分があるということについては、県の原案でも書かれておりますし、その現状認識は正しいと思うんですけども、天井川というのが安定していて、これからもそういう河道、つまり天井川化した状態を維持すべきだという認識には到底同意できないものがあります。天井川というのは自然的な原因でできる場合もありますが、地学的時間スケールから言えば、それはあくまでも一時的なものです。また、天井川には人工的につくられて維持されているものがありますが、それは本質的に不安定なものです。短期的にはそれによってある範囲で安定を得ることができますけれども、長期的には不安定なものであって、基本方針のように期限を定めない長期的な方針においては、天井川を天井川のままに維持するという方針はあり得ないものと考えます。天井川を解消すると、特に利水の問題と競合するところが生じますが、基本方針としては、それについても整合した河川計画を策定するという表現をすべきであって、天井川を含めて、現在の河道を維持するというのは基本方針としては適当でないと思います。

○松本委員長 今の意見について、県の方、何かありますか。

○松本 下流部の天井川の様相を呈している区間、確かにありますけれども、これをよしとしているわけでは決してございません。六甲山系からの土砂流出が多い支川を抱えていますから、過去、洪水のたびに土砂が流れてきて、下流部へたまって、それでもって堤防を築いていったという経緯があります。ただ、そういった状況を踏まえて、橋梁とか横断工作物をつくって現在に至っています。それを望ましい掘り込み河道にしてやっていけるのかといたら、はっきり言って、これは絵にかいたもちです。我々としては、あくまでも今の現状を十分に認識した上で、望ましい河川はどうあるべきかを考えて、この基本方針をつくっております。

○奥西委員 今六甲山系から土砂がたくさん出るということをおっしゃいました。砂防工事が盛んに行われた。その必要があったということは事実でありまして、その時期に大量

の土砂が山地から出ていたことは事実なんですけど、現在もそのレベルで出ているのかどうかははっきりわかっていないわけです。そういうぐあいに、河道の問題については現状がはっきりわかっていないという問題があります。それについては、もう既に何回か意見書で書きました。

したがいまして、超長期的な期限を定めない基本方針が、多少とも絵にかいたもちのようにならざるを得ないのはやむを得ないわけですが、絵にかいたもちという範囲でこれからやっていくべき方針を正しく示すべきであって、基本方針に河道を変えないと書いているから、こういうように直せば合理的であるということがわかった段階においても、基本方針にそう書いていないからやれないというような形で、基本方針が河道整備の足を引っ張るようなことになってはならない。漠然とし過ぎるということは、それ自体望ましいことではないのですが、現状からいってやむを得ない場合があっても、将来に対する足かせにならないような基本方針にする必要があると思います。

○松本 砂防の話が出ましたけれども、昭和初期以前につきましては砂防設備が十分に整備されていなかったもので、土砂流出が激しかったという経緯はあります。ただ、昭和初期以降、相当な砂防設備が流域内で設置されております。ただ、流出土砂量はどんなふうに変化してきているのかという把握については非常に難しく、はっきり申し上げて把握はできておりません。ただ、流域内で、国の砂防設備を合わせると 400 以上の砂防堰堤が整備されておまして、土砂流出については相当抑えられてきているというふうに認識しております。

それから、基本方針が河川整備の足かせないしは足を引っ張ることにならないようにという話がございますけれども、それはもちろんそうございまして、我々も、基本方針を踏まえて、洪水に対する安全性が十分に確保できるような河川整備を考えていきたいと考えております。

○松本委員長 今回の件は、天井川を前提とすべきではなく、改修する方向での方針を書くべきだということに対して、県の方も必ずしもそれをよしとしているわけではない。なくす方向はいいけれども、絵にかいたもちになるのではないか。現実を踏まえなくてはならない。現実はどうかと言えば、土砂の流出は減っている。データはないけれども、減っているというふうなところで、じゃあどうすべきか。天井川は解消を目指すべきであるということについては、基本的には対立点はないように思います。ただ、それを書けるかどうかというところでは、少し意見が違うというふうなところで、一たんこの話はおいて、ほ

かの話に行ってよろしいですか。

○佐々木委員 奥西委員のおっしゃることがよくわからないんですけども、天井川を解消するというふうなことは、地形的には不可能に近い。それこそ物すごい掘り込み河道をつくっていかないと仕方がないことです。そういうことでもって堤防強化というふうな話が筆頭に出てきているので、書き方は県の方もちょっと困られると思うんです。そういうふうなことを記述するのではなく、下流域で安全に流せる川というふうな形でいいのではないのでしょうか。

○奥西委員 天井川というのは、その程度がありまして、普通言われている典型的なものは家の屋根ぐらい高いというもので、武庫川の場合はそこまではいっていないと思うので、どの程度までの天井川は許容して、どの程度以上は何とかしなければいけないというのは具体的な問題としてはあると思います。しかし、そういうことまで基本方針には書けないので、今佐々木委員がおっしゃったような趣旨は必要だろうと思います。

○松本委員長 安全な川を目指すべきであるという、武庫川にとっての安全な川はどういう川であるか、これはたしかほかの論点でもあったと思うんですけども、河川整備の目標をどこに置くべきか、そういう議論になってくると、1の現状認識の武庫川らしさという部分と3の武庫川らしい方針ということとの分け方自身が必ずしも適切な区分けではなかったかと今気がついていますが、そのあたりは一体でも結構なので、武庫川らしい方針という中に、武庫川らしい安全な川を目指すという部分が表現できているのかどうか、そういったところで幾つかのご意見がほかの観点からもございましたが、それらを含めてご審議をいただければと思います。

○中川委員 現状認識ということで、1点だけ。そもそも現状認識という論点を挙げましたのは、現状認識が間違っていたら出発の問題点がずれてしまうので、そのところはきちんと共有しておく必要があるだろうという意味で挙げたつもりです。言いたいことはたくさんあるのですが、このペースでいくと、1議題 20分以上かけることができないので、1点だけ申し上げます。

きょう出していただいた基本方針の5ページの水質のところですけども、文章を省略しますが、結論として、良好な水質を維持しているというのが現状認識ということで示されております。これに対して、対策として、12ページの1行目ですけども、「現状の良好な水質の保全に努める」というのを改めて、「更なる水質の向上に努める」というふうにご修正いただいていますので、期待している内容は若干盛り込まれてはいるのですが、もう

一度 5 ページのところに戻りまして、どうしてもこの点を申し上げておきたいんですが、良好な水質を維持しているという認識は私は間違っていると思っています。確かに数字上はクリアしてしまして、机上の上で言うならクリアしていますので、良好な水質を維持しているということになります。

しかし、例えば、この間武庫川の内水面漁協の木嶋組合長さんにお話を伺う機会がございまして、そこで木嶋組合長さんがおっしゃっていたのは、この 10 年で随分川の様子が変わってきた。魚も非常に減ってきていると。自分としてはそれが非常に気になっているんだということをおっしゃっていました。私自身も、昨年、子供たちと大学生を連れて、武庫川の仁川合流点のすぐ下で環境学習を行いました。子供たちも大学生も口々に言ったのは、こんな汚い川に入りたくないなあと。現場の感覚、現場の肌感覚というのはそういう認識なんです。それが住民の声です。

BOD75%値をクリアしていると。それは机上の上のお話です。住民が求めているのは、肌感覚でこの川に入って遊びたいと思えるような水質であると。そのことを忘れないでいただきたいと思います。そういう意味で、良好な水質を維持しているという問題のとらえ方は、住民の感覚とはかなり隔たりがあるのではないかという点を指摘したいと思います。

具体的な修文については提出いたします。

○村岡委員 今の中川委員と同じようなことを私も感じておりました。その点については、きょう配っていただいた資料 3-8 の 16 ページのところを書いてあります。これは先ほど前田さんが説明されたところには入っていないものとして、私は黙っていたわけですが、中川委員のおっしゃるとおりで、水質というのは、行政としては環境基準のことを念頭に置いておられると思うんですが、それは明らかに間違いで、それをクリアするのはシビルミニマムの値であって、より良好な水質を求めていくということに、間違いなく我々は努力しないといけない。行政の方も努力しないといけない。

そういったところで、水質というものを、環境基準の項目の BOD とかそういうものだけではなくて、水の質というふうに考えると、生態系の面にふさわしいような水の質もあれば、景観から見たようなものもある。今中川委員がおっしゃったように、漁業の面からも、あるいは水とのふれあいという面からの質もあるわけです。そういったところをもう少し考えるべきだということで、これは県の考え方を踏まえて、後日また意見を述べたいと思いますけれども、きょうのところは反映されていないというふうに私は理解しております。

○松本委員長 現状認識として良好な水質を維持しているという認識は違うのではないかと
というご指摘、そして、水質というのは単に環境基準をクリアしていただければいいというの
ではない。まさしく水の質についての認識というご指摘がありました。これについて県の方、
何かありますか。

○松本 環境基準をクリアしているという意味では、昔の水質に比べれば、かなりよくな
っているという認識は持っていますけれども、現状川を歩くと、泡が漂っていたりして、
見た目にも、これで良好な水質と言いがたい部分は確かにあると思います。ただ、我々行
政としては、今言われた水の質が具体的にどういった指標でもって考えていけばいいのかと
いう話があって、その辺、村岡先生などはご専門なので、どういった具体の指標を設けて、
それをクリアするように努力していけばいいのか、そういったところのアドバイスをして
いただければありがたいと思います。

○村岡委員 それで結構なんですけれども、どういうふうな水の質を指標にするかという
点は非常に難しいので、現在それが正しい形として必ずしもまとまってはいないと思いま
す。そういったことを今後研究していかないといけないという面も含めて、そういう意味
合いを含んだ文章にさせていただきたいということです。

もう 1 つ、これは明らかに間違いだと思うのは、環境基準の基準点の中には湖沼として
千苺の水質も含まれているんです。これが抜けているわけで、私は 16 ページに書いておき
ましたので、そういった点を反映していただきたいと思います。

○佐々木委員 BOD に絡むような水質とは違うんですけれども、武庫川の特徴として、
私は、参考資料の方で、どこに書いたかはちょっと覚えていないんですが、中流域の溪流
部での自然浄化作用というものをどこかに記載していただきたいと思ったんです。前に見
たときにバツになっていたので、バツのままだろうと思いますけれども、どこかで検討し
ていただきたいと思います。

○村岡委員 今の佐々木委員のことに関連しまして、私、14 ページから 15 ページにわた
って書いていますが、自然浄化作用という考え方は、生物とか植物とかが正常であれば、
浄化機能を持っているわけですから、そういう点では正しいんですけども、もう 1 つ、私、
河川の流れの自浄作用を無視するわけにいかないと思うんです。自浄作用を今よりも劣化
させるということは明らかにだめなので、自浄作用も含めて自然浄化作用というものを取
り上げていただかないといけないという意味で、これも反映されておりませんが、
考えていただきたいということで書いております。

○松本委員長 このあたりは、資料 3 - 8 の村岡委員の修正意見として具体的な修正案が出ている部分なので、そのあたりを今後少し詰めていってもらおうということで、もしほかになれば、水質の話は、水質の位置づけ、考え方等についてはそういう方向で直していくということによろしいでしょうか。

○池淵委員 この部分については意見を出していないので、少しコメント的にお願いしたいと思うんですが、現状認識ということについては、共有することとか、特徴をここまです書かれたということで、私としてはよくわかる形として見せていただきましたが、流域及び河川の概要という章の中で、いわゆる整備基本方針という少し先の話まで含めた方針提示となってくると、流域とか河川の将来、例えば人口動態とか、土地利用でどういった圧力があるのか、これは非常に不確実さはあるんですが、各市町村がどんなマスタープランを描いているのか、資料で一部見ますが、そういうものは何も触れられないでいいのか。

将来の視軸に対する現状認識が十分できるということが基本であると同時に、整備基本方針というスパンを考えたときに、この流域がいろんな圧力があるとすれば、それに対して、河川サイドから見たらどういうふうな規制をしないといかぬのか、そういうことにもなりかねないので、そこら辺の将来像、いい意味の将来像かどうかわかりませんが、そちらのスパンの記述なり展望みたいなものを描いた形で、それをも踏まえた基本方針の持っていきようというのがあってしかるべきかなと。流域及び河川の概要となっている中で、そういう視点が少し入れられないかと思った次第です。意見というよりも、コメントになるかもわかりませんが。

○田村委員 今の池淵委員の疑問というのは、私もずっと前から思っていました。将来の流域の土地利用とか人口動態がどうなるか、ちょっと調べると、人口が一部減少に転じているところがある、あるいは現状維持のままというところもあります。そういう将来予測のようなものがあって、武庫川のあり方をどうするか、流域対策をどうするかというようなことでないといけないと思ったんです。

ただ、県さんが書かれている中身で言いますと、時間軸の議論になりますけれども、こういう基本方針をつくるにしましても、例えば各市の総合計画とか都市計画区域の基本方針、都市マスというところもあります。あるいは、緑の基本計画とか、いろんな基本計画がありますけれども、それが 10 年とか、せいぜい 20 年のスパンでしか想定できていない。その最新のものをもって流域のあり方をある程度見定めて、それに基づいて武庫川づくりのあり方を考えていかないとけないということになって、限界があります。

そういう意味で、私は一種あきらめたんです。県さんが言うように、基本方針は理念だと。将来的な方針だということ、いろいろな土地利用なり人口の変動については余り考えないと。その辺については、後の整備計画で、整備計画は 20 年とかそういうスパンで考えるということですので、社会指標とかいろいろな動態、手に入るそういう資料をベースにある程度確実性を持って計画できるということで、割り切って考えるのかなと。そういう意味では、私の過去言ってきたことも随分限界があるのかなと思ってあきらめています、わだかまりがまだあります。どういうふうにその決着をつけたらいいのか、私もわからないところがあります。

ですから、今の池淵委員の疑問というか、基本方針なので、そういったことを含めて、前段できちっとまとめておく必要があるんじゃないかというのは物すごく賛成なんです。ただ、どういうものに基づいて、どこまでのスパンで考えるのか、記述するのかというのは、私も回答が見出せない状況で、ちょっといらいらしているところがございます。

○池淵委員 武庫川水系河川整備基本方針の修正案のところ、8 ページの上の方で、また流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、こうこうこういうような調整を図りというあれで、そういう形のもので残っているのかなと思ったんですけども、総合的ということが意味不明だということなのかわからないですけども、このあたりは全部削除されてしまっているものだから、そこら辺が余りにも淡白過ぎる形で、それでいいのかということ、そういう意見を言わせていただきました。限界があるというふうに言ってしまうのか、そこら辺はあれなんですけれども。

今おっしゃったもやもやというよりも、僕は、このあたりが消えてしまったのが、さらにそれに拍車をかけるような形になってしまうとあれかなというふうに思った次第です。

○佐々木委員 私も、田村委員と同様に、参考資料の方にそういった部分が押し込められてしまって、削除されたような形になったのかなというふうな疑問があります。たとえ 1 行でも、流域の傾向みたいなものを書いてもいいのではないかと思います。

今いろんなご意見をお聞きしている中で思ったんですけども、削除の棒だけで処理されている新しい修正案というのが、もう一つ理解しにくい部分があります。削除している部分は、それなりの理由があるという、そういった部分までは見えにくい。これはほかの部分にもかかわりますけれども、今の基本方針という将来を指し示すものに対する将来の傾向というのは、やはり 1 行ぐらいいは流域について書いてもよいのではないかと。その点は私も同感です。

○松本委員長 この削除した部分、本来もっと書くべきだ。しかし、時間軸との関係で限界を感じているという意見が出ておりますが、県の方から、このあたりどうですか。

○田中 参事の田中でございます。

7 ページ、8 ページのところで、全削除で、全項目追加ということでさせていただいてますけれども、この修正をした理由としましては、いろんなご意見をいただいた中で、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針という項目を、武庫川らしさというものを前面に打ち出した内容に持っていくべきであろうと考えました。今回追加した文章でもって、武庫川の河川整備を進めていくということをうたった上で、次項の洪水、高潮などによる災害の発生の防止又は軽減に関する事項、いわゆる治水対策の事項と利水、環境という事項に持っていくという考え方で整理しました。

池淵委員からもご指摘がありましたけれども、当初の原案の中では、流域関係市の総合計画、都市計画等マスタープラン、そういったものとも十分調整を図った上でやりますよということを書いておりましたけれども、それを踏まえることは前提であって、さらに武庫川らしさをこの中に打ち出していきたい。そういう気持ちを込めて書いたものでございます。もうちょっとここら辺も追加したらどうかというご意見、修文の案がありましたら、いただければありがたいと思っています。そういうつもりで、ここの文章は、全削除、全追加という形にさせていただきました。

○松本委員長 削除した部分、要するに前のページに加筆した部分は加筆した部分として、前提として考えたということですが、表に出ていないんですから、その辺をもう一度復活させるとか、加筆するとかいうところで、少し詰める。池淵委員のご指摘は、その程度の部分でいいんですね。

先ほどからの議論は、武庫川らしい方針と現状認識というところから、5 番の総合的な治水を進めていくための流域の開発や土地利用等という話、あるいはそれが時間軸との関係で超長期を見通せるか見通せないかという、3 番の時間軸の話まで敷衍していますが、こんな形で議論を進めざるを得ないと思いますけれども、今の話は、削ったところをもう一度適切な形で生き返らせて、適切な表現に改めるようになお努力しようというあたりでよろしいですか。

○岡田委員 私の書きました意見書は、意見書番号にはひとつも載っておりませんが、現状認識ということで、思うところを少し話をさせていただきます。

私の意見書は、資料 3 - 8 の 2 ページから載っておりますが、現状認識ということにつ

いては、2 ページの黒塗りをしたところの 3 番目のところで、三田市の人口について、人口増加率日本一を記録していたと書いて、これで終わっておりますが、実際には、現在はもう既に人口は減っているわけです。特に最近 5 年間は、6 歳から 17 歳の人口は約 2,000 人減少していると。これは三田市に聞かれたらすぐわかることをごさいます、少子高齢化の影響を非常に受けているのでございます。上流の各市町では全部こうなっているのであって、そういうことに対して、昔のデータだけで、人口増加したというようなことを言われるのはいささかおかしいと思います。ほかのところでも、委員が別の観点からいろいろ言っておられますが、現状認識とのずれがかなりあると思います。

ここで訂正をお願いしますが、その少し上のところ、ゴルフ場の開発も進み云々と書いてありますが、括弧内の 21.5% というのは、平方キロメートルの間違いで、私の原稿が間違っておりましたので、済みませんが、訂正をお願いします。

もう 1 つは、4 ページ、「平成 16 年 10 月の台風 23 号では、その洪水調節効果等により、三田市域では大きな被害は発生しなかった」で終わっております。しかし、下流の生瀬リバーサイド住宅では、ほとんどの住宅が床上浸水して被害を受けたということははっきりした事実であります。それについては、県の方は、ほかのところを書いてあるからよろしいでしょうということ言っておられますが、これは流域委員会の中で最大の災害事故でありまして、私は、リバーサイド住宅を許認可したということ自身が行政側の大きな誤りであったと思っております。しかし、それを今言っても、どこが悪いとかそういうことは言われませんし、実際に河川と住宅とは関係ないんだということで、解決はしたけれども、結局うやむやになってしまって、はっきり書かれておらない。こういうことをはっきりと認識して、基本方針の中に書くということが非常に大事であると思います。

それから、先ほどゴルフ場のことを申し上げましたが、中上流部に 21km² ものゴルフ場があるということは、ゴルフ場 1 個大体 1 km² ですから、20 個以上あるわけです。こういうところは余りないわけです。ですから、そういうことに対して正しく認識していただきたいと思います。

こういうことを書いてあるのと書いてないのとでは、流域の状況というのは全然違って解釈されると私は思います。いかに総理大臣が美しい国日本と言っても、それでみんな信用しないように、河川管理者が武庫川の流域は非常に良好ですと言っても、流域住民がそのとおり信用するかどうか、信用されるような基本方針を書いていただきたいと思います。

私の中では、ほかに、甲子園とかいろんなことを書いていますけれども、そういうとこ

ろは、県の方で 151 番に修正していただいていますので、これはバツ印がついていますが、そうとは思っておりません。環境のことについても、アユのことなどは合理的に書いていただいていますので、そこらについては何も思いませんが、現状認識ということでは、この 2 つの点は非常に重要であると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○松本委員長 今の岡田委員のご指摘の何カ所かは概要のところでは出ていますが、例えば、16 年台風の記述のところでは、リバーサイドで被害が出ているじゃないかというのが、その必要なしというペケになっていましたけれども、本文の 4 ページの下の方の記述で言えば、16 年の 23 号台風では、青野ダムが効果があったから、三田では大きな被害は発生しなかったで終わっていて、16 年の 23 号台風は青野ダムのおかげで何もなかったというふうになってしまっているんですね。岡田さんの言われているのは、その辺のことですね。

○岡田委員 はい。

○松本委員長 このあたり、ペケになっているけれども、現状認識としてはどうかという意見が出ていますが、県、どうですか。

○松本 この部分は、4 番の治水事業の沿革の項なんです。したがって、ここでは、こういった治水事業に取り組んできましたという中で、昭和 63 年に青野ダムを完成させた。その結果として、平成 16 年には三田市域で大きな被害が発生しなかった。つまり、リバーサイド云々というのは、災害の歴史の方で記載しているので、ここでは特に記載はしていないということでございます。

○松本委員長 災害の歴史で、どこにあるんですか。資料編でしょう。

○松本 そうです。

○松本委員長 治水事業というのは、被害があるから治水事業が始まっているんだから、そこは一對じゃないんですか。ジェーン台風では書いてあるのに、なぜ 23 号台風だけ被害を触れるのを嫌がっておられるのか、よく理解できないんですけど。

○前川 平成 16 年の台風 23 号に関する記述は、本日の資料 3 - 2 の 4 ページ、下から 15 行目ぐらい、「下流より順次」云々で、その後、「平成 16 年 10 月の台風 23 号による洪水では…」ということで、岡田委員の言われるようにリバーを固有の名称を挙げて記述はしておりませんが、リバーのことも含めて、台風 23 号の状況を記述しているところでございます。

○松本委員長 それはいいんですけども、この記述だけだったら、23 号台風は青野ダムのおかげで何もなかったということになりますよ。表現はそんなことになっていいのと言

っているわけです。

○前川 委員長はどこを見て言われているんですか。

○松本委員長 本編の 4 ページの下から 4 行目ぐらい。ここはそうじゃないの。

○前川 下から 13 行目、「平成 16 年 10 月の台風 23 号による洪水では…」云々の表記ですけども。

○松本委員長 ここで、床上・床下浸水が発生していると書いてあるということね。僕は、もう 1 つ下の青野ダムのところを見ていたんだけど。要するに、床上・床下浸水が発生しているという、この中に含まれるから、その程度でいいじゃないか。その程度の被害だったと、こういうことですね。

○前川 そういう意味ではないんですが。

○岡田委員 私が申し上げているのは、リバーサイド住宅というところは、80 世帯ぐらいの人が住んでいた 20 年間も経過したまちであります。水害のためにそのまちが全部なくなってしまったということをどういうふうにお考えになっておられるかということを知っているわけです。今までそういうことがあったんですか。ほとんどなかったでしょう。水害によってそういう事態が起こったわけでしょう。これは、川づくりとかまちづくりとか都市計画とか一切に関連したことでございますが、全くそういう観点から見ておられないと思うんです。河川政策に対する戦略的思考というものが全くない。戦略的思考という難しいことを言っているようですが、結局、川は川、住宅は住宅、道路は道路という縦割りの政策であって、現在これを私が言っても、いやそれは住宅の問題ですということで、河川管理者は何とも思っておられない。住宅の方は、これは川が氾濫したからこうなったので、川の問題ですということで、総合的な立場から今後の河川政策を考えるというような大きな思考が全くないわけです。ですから、こういう書き方になるわけです。

私は、そのことを指摘しているのであって、ただそこに書いてあるとか書いていないとかいうことではなく、そういう反省の上に立って、これは大きな失敗であったと。失敗であったけれども、これを乗り越えることによって、河川管理者は新しく武庫川の治水対策というものを考えていくことができると思うんです。その辺の戦略的思考が余らないと私は考えております。

○佐々木委員 今気づいたんですけれども、4 ページで、今の岡田委員の視点から入ってきて、この文章を読んでいると、この順で書くと、平成 16 年の 23 号台風では、青野ダムがあったから、大きな被害は武庫川では起きなかったように読み取られて、なおかつその

後に、平成 5 年に武庫川ダムというふうな安全なダムをつくろうとしたけれども、ゼロベースになってしまったというふうに読み取られかねないなとふと思ったんです。

この順番でこういう記述をすると、これは新規ダムをつくる戦略的記述になるのではないかというふうなところまで、読む人によっては読み取られかねないなということを今ふと思いましたので、書いてあることはわかるんですけども、もうちょっと書き方に配慮をした方がいいのかもしれないと感じましたので、申し上げておきます。

○松本委員長 冒頭言いましたように、一つ一つの点については、本日は詰め切る作業は時間的にできません。論点を明確にするというところで、あと、具体的にそれをどのように修正していくかというところの議論は、この委員会の後にまた決めていくことにします。

今のリバーサイド住宅の表現を入れるかどうかということに関して、今佐々木委員がしみじみ指摘されたようなことにつながっていきかねないという現状認識、その辺をどう処理するかということが一つの論点だということが指摘されています。特にこれについて異論がなければ、この話は一たんここでにおいて、次に行きたいんですが、よろしいですか。

○渡邊 確かに、平成 16 年のときは何らかの浸水はありますけれども、それまで県はまるっきり無策であったかというところではなくて、下流の断面に見合うような形でパラペットを上げていくとか、少しずつ治水の安全度を高めるようなこともやっておりますので、そこら辺も含めて、どういうふうな記述にするかというのを県としても考えたいと思います。

○松本委員長 では、そういうことで、今の話は一たんここでにおいて、次のテーマに行きたいと思いますが、ここでちょっと休憩をしたいと思います。現状認識のところ、ほかに大きなポイントがないとすれば、次の優先順位と重点のところに行きたいんですけども、それがあれば、再開した冒頭でご発言をお願いします。今から 10 分休憩します。

(休 憩)

○松本委員長 再開します。

先ほどの議論の続きですが、現状にかかわる記載等について、どこまで触れるべきか、かなり修正部分が出てきておりますが、武庫川らしさ、武庫川の特色をという現状認識のところ、ほかにご意見があればお出しいただきたいと思います。論点整理の整理表で、その意見に対して、ペケとか黒三角、あるいはそれ以外のところで、いわば入れられていない部分ですが、当該番号のご意見の方、あるいは先ほど岡田委員の方から、私のが入っていないとありましたけれども、漏れている方で、ご意見があればお出しくださいー。

よろしいですか。

では、とりあえずこれまでに出了ところを議論の一つの論点として、それをさらに詰めていくということにしたいと思います。

大きなくくりの 2 番目の優先順位と重点対策というところに移りたいと思います。4 つの論点を挙げておりますが、これに関して、どれからでも結構ですから、ご意見をお出しください。あるいは、項目としては上がっていないけれども、優先順位とか重点対策にかかわるところで、原案に対する修正が必要であるということをお出しください。きょう修正案が出てきていますので、論点についてどの辺が修正されているかということが、もとの案に対してのご意見を皆さんは出されていますので、なかなか話しづらいというご意見もあるようですけれども、きょう論点として議論しているところは、おおむねペケか黒三角とかで、余り意見どおりになっていない部分を挙げております。結果的に、県の方から、いやそれはこういう形で直していますというご意見があれば、それで結構ですから、その辺は余り細かいことは気にせずにご発言いただければと思います。

○中川委員 この部分につきましては、前回も意見書を出させていただいていますので、申し上げたいと思います。とりわけ、上下流バランスのところですが、方針には整備の優先順位を書かないのがまとめ方だとおっしゃっています。それで間違いはないですねー。にもかかわらず、この上下流バランスが、私は、第 51 回のときの意見書で、殊さらここに挙げる必要がないというふうに書かせていただいたんですが、それに対するお答えとして、上下流バランスというのは、整備の順序、段階施工に関する記述であるというふうにご回答をいただいています。つまり、整備の順番をここで書いているということをおっしゃっています。方針には整備の優先順位を書かないと言っているのに、整備の順序を書くというのは、日本語は違いますが、整備の順序というのは優先順位の高いものから書くということですから、おっしゃっていることが自己矛盾に陥っています。

さらに、きょう出していただいている修文案 9 ページのところ、なおさらはっきりした文章になっていますので、とてもわかりやすいんですが、9 ページの下のところ、下流から順次、河川整備を実施するということで、下流の整備の順番を優先順位として高く上げるということを書いておられるんです。この自己矛盾について説明をしていただきたいと思います。

○渡邊 意見書 66 番の中川委員の意見に対して、整備の順序、段階施工に関する記述となっていますと言っていますので、それを書いているじゃないかというご指摘ですが、

ここで言うております整備の順序というのは、上流、下流についての順番のことであって、時間の順番ではございません。

○中川委員 上流、下流の整備の順番とおっしゃいましたか。よくわからないんですが。

○渡邊 本文で言えば、9 ページの下から 5 行目のところに、下流から順次、河川整備を実施する。上流、支川の整備も段階的に実施していくと。時間のことではなくて、場所的な順番のことは基本方針でも書いております。

○中川委員 下流から整備を進めていくというのは、治水対策の基本中の基本ですよ。それを守らずに、上流を先にやってしまったのが今の現状ですよ。やってしまったというか、ダムセットで予定していたので、ダムがつくられればよかったんですがということなんでしょうけれども、結局、上流の計画規模の方が大きい状態になっているのが今の状態ですよ。

要するに、バランスが今崩れてしまっている。崩してしまっただけですよ。崩してきたわけです。その認識は、どうとらえていらっしゃるんですか。そのところの認識を飛ばして、上下流バランスの話を持ち出されると、流域の納税者としては非常にわかりにくいんです。先に崩してきたのに、それを置いておいて、下流から順番にやっていく。下流から順番にやっていくのは、当たり前の話です。その当たり前のことをやらなかったから、崩れちゃっているんです。そのところをどう説明するんですか。それを踏まえずに、上下流バランスというふうを持ち出されても、とても理解ができないということを、委員会が提言書を出す前からずっと申し上げていますが、それをこの 3 行で基本方針の中で説明しているんだというふうに言われると、これはとても理解しがたいと思います。

今まで以上に説明する言葉がないのでしたら、結構ですけども、この点、つまり先に上流の安全度を上げてしまったことで、より一層下流に対するリスクをふやしてしまったと。それをどう考えているんですかということは、実は休会する前もお答えいただけていないんです。それをどう考えていらっしゃるんですか。それを踏まえた上で、上下流バランスというのを語っていただかないと、武庫川は、何も無い川に上下流バランスの話を持ってくるのは違うんです。それが武庫川らしさなんです。武庫川の現状を踏まえて、回答してください。

○松本 この場で過去の経緯をとうとうと述べるつもりはございませんけれども、要は大規模ニュータウンを開発していた昭和 40 年代後半ぐらいから、開発に伴う流出増対策の一環として河川改修をしていました。そのときは、たしか合理式という流出解析の手法を用

いて、1/10 相当の改修をしていた。ところが、合理式というのは、一般的に流量が高目に出る嫌いがございまして、現在の解析手法で三田の河川改修の安全度を見ると、結果的に 1/30 相当になっている。結果的に下流に対して上流の治水安全度が逆転した格好になっているのは事実です。

そういった状況を踏まえて、下流の方の河川改修をできるだけ早くするという話もございまして、結果的に過去の開発でもって河道に対する負担が大きくなっていますから、そういった意味を含めて、流出抑制対策といえますか、流域対策を講じていこうというふうに考えているわけです。

○中川委員 合理式云々というのは以前にもご説明いただきましたけれども、それは計算の方法の話なんですね。総合的な川を管理するという視点で考えたら、結果として、当時やった河川整備、事業の名称はすぐに出てきませんが、あの河川整備は、実は武庫川全体に対して考えてみれば、本当は武庫川全体を考えてやるべき河川改修だったんですけども、あれは正しいやり方ではなかったということですよね。下流に対するリスクをふやしたわけでしょう。河道に対する負担をふやしたんですよね。違いますか。

○松本 結果的にそうですね。

○中川委員 上流の開発を河道で受けとめることで、結果的に、下流の氾濫域、60 万人口がいるところに対して水害のリスクを高めるということを河川改修としてやったんですよね。

○松本 ですから、先ほど申しましたように結果的であって、要は今の流出解析手法で評価すれば、下流に対して上流三田市域が 1/30 相当で、上下流バランスが逆転しているということです。

○中川委員 私は、中流と区分されるところに住んでいるんですけども、この委員会に入ってから、下流、つまり氾濫域に住んでいる人の生活をイメージして、ずっと発言をしてきました。その上で申し上げるんですけども、下流に住んでいる人間にとっては、あの当時は合理式でやったからああだったんですでは済まないんです。やっぱり結果ですよ。納税者が期待するのは、行政ができることの限界があるのだったら、それをきちっと示した上で、どういう結果を我々は想定しなければいけないのかということを知りたいわけです。

河川整備をするにしても何をやるにしても、巨額のお金がかかるわけですよね。それをよしやりましょうというふうに判断するためには、得られるアウトプットが必要なんです。

それを、結果としてはそうではなかったんですという話をされても、納税者としては選択しがたいと思います。

上下流バランスの話については、今までいただけていなかった回答はお聞きしましたので、これ以上議論をしても、あれは合理式で計算したから結果としてはそうなんだというお答え以上には深まらないというふうに感じますので、この点に関してのこの場でのやりとりは一たんおかせていただきたいと思います。

ただ、考えていただきたいのは、今方針の議論をしていますので、そういうことがあってはいけないわけですね。そのことを肝に銘じて、方針を作成していただきたいと思います。とりあえず一度発言をおきます。

○松本委員長 今の上下流バランスに関連してのご意見はございますかー。今の議論で改めて明らかになったのは、提言の議論の際にもやっていたけれども、何十年前でしたかに、なぜ三田地域の改修を先行させたか、当時の合理式では逆転はしないはずだったけれども、時代が変わったら、結果的には逆転してよくない結果になっているということ認められるのでしたら、しかも、その上下流バランスを前提にした整備計画、整備方針が必要なんだということを主張されるのでしたら、過去の経緯と結果的には誤りであったということは書かざるを得ない。書くのが嫌だったら、それを主張するのをやめざるを得ない。これは王手飛車なのです。どちらかにしないと、いいとこ取りというふうな、都合の悪いことは触れずに、都合のいいところだけで使うというふうな記述は、他人を納得させられないのではないかとというのが、長い間私たちが議論してきたことだと思いますので、この表現方式に関しては、そういうことを念頭に置いて、今後また詰めていくということにしましょうか。

ほかの点でいかがでしょうか。

○佐々木委員 優先順位のことで、一番たくさん書いたのが私ですので、少しお話しさせてもらいます。

まず、代表選手からいくと、きょうの基本方針の修正案の 8 ページの河川対策のくだりがわかりやすいんですが、これは一般的にどこの基本方針でも書かれている順位なんですけれども、洪水や高潮から人命や資産を守ることを目標とする、その具体策として、「流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、河川利用や河川環境の保全に十分配慮しながら、河道掘削、護岸整備 堤防強化、治水上支障となる堰・橋梁等の改築を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」と、こういうふうな記述はほかのところにも出てく

るんですけれども、私は、優先順位のことを書かせていただきました。

資産、人命を守る目標として筆頭に上がっているのが、新規ダムも含め、既存ダム、遊水地も含みますが、洪水調節施設ということで、それから、河道掘削とか、いろいろ並んでおります。武庫川流域委員会の場合は、優先を何にするかということでこれまで議論してきたように思うんですけれども、ダムは最後というふうな考え方でもって今まで来たと思うんです。そういった分をこういうふうなところで表現していただきたいということで、私は書いたんです。

例えば、「河川利用や河川環境の保全に十分配慮しながら」という部分と、その前の「流域内の洪水調整施設により洪水調節を行うとともに」というところを反転させるだけでも、随分表現が変わると思うんです。どこの文章を読んでも、洪水調節施設が筆頭に出てくるような感じがしますが、武庫川流域委員会らしいという考え方でいくと、まず河道掘削ですけれども、堤防強化とかそういった部分を前面に押し出して書いても別に支障がない表現ではないだろうかということで挙げさせていただいております。

○松本委員長 優先順位の話に移っていますが、関連してどうですか。

○長峯委員 今佐々木委員が、修正案の 8 ページの真ん中あたりの文章を挙げられましたけれども、私も全く同じところを修正案で指摘しておりますので、細かいところで文章の前後入れかえみたいなものなんですが、そこはちょっと気を使っていただきたいと思いません。私の修正案は、26 ページの真ん中あたりに出ておりますので、参考にしてください。

前回皆さんが意見書を開陳したときに私も意見として述べさせてもらいましたけれども、流域委員会では、対策の優先順位のことをかなり時間をかけて、大きな基本方針として議論してきたわけです。県の方の回答では、洪水調節施設等の優先順位については、河川整備計画の中で検討されるものだから、基本方針で記述するべきではないというふうに書いてあるわけですが、具体的にどの手段で、かつどの場所から対策をとっていくのかというのは、河川整備計画の中で明示されるのだと思います。ただ、どういう順番で検討していくのかという大きな方針は、基本方針の中に書いて何の問題もないのではないかと私自身は思っております。

県の方の回答の文書を使わせてもらおうと、既存利水施設の治水活用というものと新規洪水調節施設の建設、それは両方検討するんでしょうけれども、我々委員会としては、既存の利水施設の治水活用の方から検討を始めてほしいと。検討して、それが困難である、不可能であるということであれば、次の新規の施設の方に検討を移していく。最終的に、そ

のどちらになるかはわかりませんが、検討をしていく順番、検討をしていく優先順位については、基本方針の中でぜひうたってほしいと私自身は思っております。

○松本委員長 関連して、ご意見はありますか。県の方は、基本方針には優先順位は書かないというふうな文章がありましたけれども、今の意見について……。

○松本 洪水調節施設については、遊水地、ダム、既存ダムの治水活用、この3つのメニューがありますけれども、これらにつきましては、要は比較検討ですから、これから順番に検討しましょうという話ではなくて、すべて同時並行で検討して、3つのメニューについてトータルで比較して、1つに絞る。そういった流れになってきますから、検討の順番を決めるというのではなくて、すべて同時並行で作業するということでございます。

○松本委員長 優先順位は、今2種類議論しているんですね。1つは、河川対策での優先順位、まず河道で受けるという中で、堤防強化であったり掘削であったりというのがある。それから、足らぬ分をためるというところがあったんだけど、この文章表現だったら、ためるところが先になっているというところが違和感があるというふうな意見が出ています。それと、ためるという洪水調節施設の中の優先順位に関しては、私たちの提言は明確に優先順位を出しているんですね。同時並行なんて、一言も言っていないんです。だから、それを否定されるということなのかどうかです。

今の発言は、もうちょっとはっきりしていただきたいのは、基本方針にはそんなものは書いたらいかぬのか、それとも書く必要がないということをおっしゃっているのか、それとも、検討していく優先順位、どれを優先的に採用するように検討するかということを書くこと自身に抵抗している、いわば提言を否定しておられるのかどうか、この2つをちょっと教えてください。

○松本 まず検討の順番ですけども、先ほど言いました洪水調節施設について、基本方針では個別具体の施設名というのは挙げないとなっています。そういった意味では、こういった施設でもって洪水を処理するかという具体の施設名は挙げない。ただ、今回は、流域委員会の提言の中でいろんなメニューを挙げていただいておりますから、新規ダム、既存ダムの治水活用、そして遊水地、こういった3つのメニューの中から、社会的影響とか、環境面、あるいは経済性等々を比較検討して、河川整備計画において適切な施設計画を定める。そんなふうに記載しております。だから、基本方針の中では、そういった具体のメニューの絞り込みをしないというふうになっております。

○酒井委員 委員会の当初から、現場の声として納得でき得ないものをずっと抱えており

ましたが、今回水田が効果量が見込めないということで、除外するということがありました。委員会において、現状に立って、基本原案に水田を除外するというふうなことはとんでもないことだということで、意見書を何回か提出しました。県にとっては見解の相違という受け取り方をされたのであろうかと思えますけれども、ご指摘のような印象を与える箇所 ①、②について、代替案の効果量に関する具体的な根拠を示せというふうな回答をいただきました。そのことについて、私は、農業者の立場から、また実際洪水に遭遇して、私自身が対応した状況から意見を申し上げたいと思います。

資料 3 - 8 の 10 ページと、それを補足する意味で、139 ページに私の意見を述べました。

○松本委員長 酒井委員、水田の話ですか。

○酒井委員 水田です。

○松本委員長 水田の話はちょっと待ってください。今、2 の優先順位と重点のところをやっていますので。

要するに、委員会からの提言では、河川対策としては、洪水調節施設をまずやって、あと、河道で何とかとか、堤防の強化とかというふうなことは申し上げていなくて、河道をまずしっかりやる。河道で受けとめる。そのためには、堤防の強化が重点的に重要であるということで、河道の掘削等々で最大限の流量確保を図っていく。足りない分を調節施設を使っていく。ただし、調節施設では、検討する優先としては明確に示してあったはずで、基本方針レベルでは、いろんなことを検討してもだめな場合には、新規ダムも検討の対象にするというふうに提言をしたんです。だから、この提言を県は否定をされているのか、この提言に沿って基本方針を書いておられるのかということのをさっきから尋ねているんです。

○松本 基本方針というのは、どういったメニューから順番に手をつけていくといった具体の整備の内容なり手法を記載するものではありませんから、そういった意味では、基本方針において、河道から先にするとか、あるいは洪水調節施設は後回しにするとか、そういったものを記載するものではないというふうに考えております。

それにつきましては、河川整備計画の段階で、効率的、あるいは効果的な効果の発現をするにはどうすればいいか、そういったところを総合的に検討して、実施の順番等を決めていきたいと考えております。

○松本委員長 そういうことになると、冒頭中川委員が、順番は言わへんと言いながら、

上下流バランスで下流から順番にやるというのは、ちゃんと優先順位を出しているじゃないか、上流からやるとはどこにも書いていないじゃないかという話を出されたでしょう。あるいは、8 ページの文章でも、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、河道掘削や堤防強化とかと、文章表現的には、洪水調節施設を優先して先に行うということなのでしょう。国語的には。

○田中 ともにですから、並行です。

○松本委員長 ともにというのが並行というんだったら、じゃあ順番を変えなさいよ。普通はだれもそうは読まない。

優先順位は書かないと言いながら、優先順位は上下流バランスでは下流から順番だと言っているし、並列と言いながら、どっちが先というふうなことがにじみ出ているんじゃないですかというふうなことが出ている。そのような誤解を与えるから、衣の下に何とかかんとかというふうな話になっちゃうので、そういう要らぬ誤解を与えないような表現にしてはいかがかというのが1つと、もう1つは、比較検討するんですが、基本方針に比較検討するための優先順位を書いてはいけないわけではないですね。書かないことになっているのは、書いてはいけないというふうに国から厳しく言われているから書かないんですか。そうじゃないでしょう。

○松本 比較検討をするに際しては、優先順位を決める意味がないと考えています。同時並行でありますから。

○松本委員長 じゃあ、提言は否定すると、こういうことでいいんですね。提言は、洪水調節施設の優先順位は明確に列挙しています。優先順位をつけてはいけないということは、それはおかしいという考え方で、全く同列で扱うというのが県の基本方針だと、こういうことでいいんですか。

○田中 別にいただいた提言を無視しているとか軽視しているんじゃないかと、基本方針と整備計画の性格を考えた場合に、提言でいただいている優先順位の話は、基本方針ではなくて整備計画で記載すべき話であって、基本方針では、河道での対策と洪水調節の対策、流域対策、そういった大まかな分担について記載するにとどめるということです。提言を無視したわけではなくて、沿った内容で記述した場合にこういった形になるということです。提言を無視したわけではなくて、沿った内容で記述した場合にこういった形になるということです。提言を無視したわけではなくて、沿った内容で記述した場合にこういった形になるということです。提言を無視したわけではなくて、沿った内容で記述した場合にこういった形になるということです。

○松本委員長 僕は余りしゃべりたくないんだけど、国語的におかしいからね。整備計画は、どういう順番で検討するかということが出てくるんじゃないんでしょう。目標流

量に対して、河道で幾ら、遊水地で幾ら、既存ダムで幾ら、新規ダムは、私たちは入れるなど言っているんですけども、そういうふうな形が出るんでしょう。

だから、検討する優先順位というのは、基本方針のことを言っているんですよ。検討するにあたっての優先順位というのは、基本方針のことを指して提言はしているんです。整備計画はそれに基づいて検討するんですから、根幹になるところで、並列だということと優先順位があるというのとは全く違うでしょう。

○田中 今の委員長の発言、ちょっと理解できないんですけども、検討するというのが、基本方針の段階で検討するというふうに提言されているということですか。その辺、済みませんが、もう一度……。

○松本委員長 検討していく考え方を明示するのが基本方針じゃなかったの。整備計画で、どういう順序で検討しますというふうな案になるんですか。整備計画は、それぞれの施設分担が出てくるんでしょう。

○田中 先ほど申しあげましたように、基本方針では、河道とか洪水調節施設とかの分担をはっきりと決めていくというのが目的であって、その具体的な整備をどういうふうに進めていくか、今おっしゃったように、例えば対策メニューが2つか3つあれば、その順番をどうするとかいった議論は、整備計画の中で反映していくものですから、今おっしゃった検討というのは、整備計画で検討する内容じゃないですか。私はそう理解しますけれども。

○松本委員長 整備計画では、計画が出てきたときには、優先順位じゃなくて、それぞれの分担が出てくるんでしょう。

○松本 整備計画では、今後 30 年の中で実施していく具体の整備内容を記述しますから、例えば河川改修であれば、どこどこ地区でどういった河川改修をします、あるいは洪水調節施設についてはこういった施設を実施します。そういった施設を具体化させる場合には、その手前でもって比較検討して、効果的、効率的にするためにはどれからやっていったらいいかというものを決めますから、その段階で比較検討するということをございます。

○松本委員長 その比較検討する優先順位は基本方針で書くべきものであって、整備計画に書くものと違うでしょう。論理的にそうじゃないの、今あなたが言ったとおり。

○松本 基本方針では、あくまでも洪水流量とそれをこんなふうなメニューでもって分担しますよと、そこまで記載する。そういったメニューについて、具体的にどういったもので段階的に整備をしていくのかというのは、基本方針を受けて、整備計画策定までの間でも

って比較検討する。ですから、基本方針の中で、こういったメニューについてはこういった順番で検討しますということは記載しません。

○松本委員長 しませんというのは、県がしませんと言っておられるわけですか。

○松本 すべき性格のものではないということでございます。基本方針というのは、あくまでも洪水量とそれをどう分担するかということに記載するのであって……。

○松本委員長 1年前までは基本方針にも分担を書かなあかんと言っていたのは、どなたでしたかね。

○田中 それは私が言いましたけれども、それにつきましては、この場でちゃんと説明をさせていただいたはずですよ。現時点での判断は説明させていただいていますので、終わったと思っていますけれども。

○松本委員長 だから、どれがどこを分担させるというのは必要はない。しかし、どのような検討をこれから行っていくかという方針、考え方を示すのが基本方針でしょう。そのように県も今回の原案提示で何回も説明されているじゃないですか。だから、どのような整備計画をつくるかという基本の考え方とか方針は基本方針にちゃんと入っているんだ。

その基本方針で、例えば、洪水調節施設で3種類あるとしたら、どれを優先的に検討するかという方針を示すのと、いやいや優先順位はありません、並列で検討しますというのとは全く違うんですね。委員会の提言は、優先順位を明示しているんです。それに対して県は、優先順位は書くものじゃない。あくまでも並列的に比較検討するんだとおっしゃっているということは、そこに優先的に検討すべきものを置きなさいという提言を無視するというのか、あるいは否定をされるんですねと私は聞いているんです。これは非常に大事なところですよ。

○田中 先ほどの話の繰り返しになって恐縮ですけども、あくまでも提言で言っていた対策メニューの優先順位については、具体の施設整備を考える整備計画の段階でやるのが基本です。したがって、提言を無視するというわけじゃございませんけれども、検討の時期は、整備計画を検討するときにやっていく。基本方針については、何度も申しませんが、河道と流域対策と洪水調節施設、それらの分担量のみを記載するという内容になっています。河川法の施行令でもそういうふうに記載されています。

○岡田委員 今参事が言われましたことは、政令河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則というものの第10条の2に書かれていることとございまして、そこには、河川整備基本方針には次に掲げる事項を定めなければならないと。当該水系に係る河川の総合的

な保全と利用に関する基本方針、2番に、河川の整備の基本となるべき事項、基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項、主要な地点における計画高水流量に関する事項、主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項、主要な地点における流水の正常の機能を維持するため必要な流量に関する事項と、これだけしか、書かねばならないということは書いていないんです。しかし、書いてはいけないとはどこにも書いていないわけです。

ですから、13ページの基本高水のピーク流量等一覧表の参考というところに書いてある流域対策による流出抑制量 $80\text{m}^3/\text{s}$ というようなことは、書かねばならないことではないけれども、書いてはいけないとはどこにも書いていないわけです。

そこが、私が先ほど言いました戦略的思考というのが足りないところであって、県が総合治水対策をやろうと思ったら、もっと幾らでも書けるわけですよ。ただ準則に定められたことだけ、書かねばならないと書いてあるから、それは書かねばならないけれども、それ以外のことを書いてはいけないとはどこにも書いていないわけです。その辺をもうちょっと考えて、文章をつくっていただきたいということをお願いしておきます。

○中川委員 私自身の意見としては、優先順位を書くべきだというふうに思っていますので、必要であれば、最終的な答申としては、それは答申する範囲に入ってくる話ではないかと思っておりますので、そのことをまず申し上げておきます。

先ほどから、優先順位というのは整備計画で議論するものなんだというふうに、議論のスキームをお示しいただいているんですけども、ちょっとお尋ねしたいんですが、この基本方針に対する答申をした後、委員会は休会しますね。次再開するのは、整備計画の原案をお示しいただく段階になって再開するというふうに聞かされておりますけれども、その時点ではもう優先順位をつけた結果を原案として示されるのではないんですか。

お尋ねしたいのは、先ほどから優先順位は整備計画で議論するとしきりとおっしゃっているんですが、議論するタイミングがどこにあるのかということをお答えいただきたいんです。つまり、あなた方がおっしゃっている整備計画で優先順位を議論するのは、いつ、どのような方法でするのかということをお見通しとしてきっちりお示しいただかないと、とても理解しがたいのではないかと思いますので、お答えをお願いします。

○田中 この前からお話ししていますスケジュールで言いますように、21年9月を目途に整備計画の原案を提示するように考えています。それまでに、河川管理者サイドで、いろんな対策メニューを、効果量とか、経済性、社会性、確実性といったことも全部勘案した

上で、河川管理者サイドの原案を提示します。提示するのが 21 年 9 月ですけれども、それから流域委員会の皆さんとその辺の議論を進めていきたい。優先順位の話も含めて議論していきたいと、そういうふうに考えています。

○中川委員 今のお答えがよく理解できなかったの、済みません、もう一度お尋ねしますが、河川管理者がさまざまなファクター、要因をそれぞれ検討した結果としての結論を原案として示されるんですよね。

○田中 そのとおりです。

○中川委員 もう優先順位がついた後の話ですよ。

○田中 河川管理者としての判断での優先順位がついています。

○中川委員 わかりました。それが出てきたところから、優先順位についての議論をこの委員会は始めていくんですか。委員会側の話になってくるんですけれども、それでよいのかなというのは、私は運営として疑問を感じております。とりあえずそこまでおきます。

○法西委員 時間軸のことですけれども、超長期で基本方針をまとめて、21 年 9 月に整備計画の原案を提示するとおっしゃいましたけれども、その間我々は休会になりますが、今みたいに原案だけぱっと出てきて審議するのではなしに、粗度係数も含めて、あるいはきょうつづきさんの下流の流下能力云々という意見書が出ていますけれども、提言書で未解決の部分もあるということで、我々そこも検討したいんです。

私、20 ページに意見書を書いてきたんですけれども、超長期か 20 年か 30 年の時間軸が今でもまだわからないものですから、そう書いているんですが、今の発言は明らかに基本方針とは違う余計なことですけれども、そのときに、整備計画の原案ができましたよ、さあ検討してくださいと言われても、粗度係数のことが残っていて、それがどうなっているか、気になるままで過ごさないといけないと。そういうことも含めて、次のことに関しても私は不安を感じているということをつけ加えておきます。今の問題とは直接関係ありません。

○松本委員長 要するに、基本方針で、委員会の提言した優先順位でやりますよ、あるいはそれをやりませんよというところが非常に重要だ。それは基本方針段階では議論の対象外だと言われるのだったら、整備計画ができてしまって、結論が出てから、私たちは議論するんですかという話が今出ているんですね。それから、全然考え方が違っていたら、そこでどんな議論をしないといけないのか、あるいは非常に長期にわたる議論を始めないといけないのかということにもなりかねないし、今法西委員は、それまでに調査しなければ

いけないことがあるではないか。先ほどの峡谷の環境調査も、委員会の提言の方針に沿ってやるのだったら、整備計画には出てこないという前提だから、どなたかの意見書でも、20年かかって調査をやったらいい。

○法西委員 優先順位のことに関しては、23号台風で、淡路の三原川のダムが決壊しました。その上流に5つダムがあるということを私知っていました。なのに、決壊したということで、私としては、優先順位は基本計画に入れてほしい。第1は堤防の強化と私は思っております。

○松本委員長 優先順位というのは、基本方針で非常に重要なポイントですよということを皆さんおっしゃっているんですね。基本方針ではそんなことは触れない、アンタッチャブルで、整備計画だ。じゃあそれはいつの段階からどこで議論するんですかという問題が出てくる。基本方針がきちんとなっておれば、それはそれなりに整備計画について、どういう議論をしなければいけないかという想定はできるけれども、基本方針の中で、委員会の提言した方針すら入れられないのであれば、整備計画そのものがどんなものになってくるかということに対する大変な不安が出てくるということで、それまでの委員会活動はどうするんだ。中川委員は多分そのことをおっしゃったんだと思いますが、そういうところにずっと関連してくるんですね。

だから、優先順位というのは、提言書の中の非常に重要なことであるという認識をお持ちであるのかどうかということにかかわることかと思うんですけれども。

○松本 お互いに認識がずれているのかもしれませんが、例えば、メニューがA、B、C3つあって、Aから順番に検討しましょうと。Aの検討結果が出た。じゃあAからしましょうという話になるのかどうか。当然Bもして、Cもして、3つのメニューにおける社会的な影響とか、環境面とか、経済性とか、そういったものを比較検討した上で、じゃあこれにしましょうという話になってきますから、優先順位をつけて、じゃあAからしましょうと言っても、結果的に最終のアウトプットは一緒じゃないのかなという気がしましけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐々木委員 そもそも基本方針というところから流域委員会というものがかわったことに一番問題があると思うんです。整備計画からでしたら、こういった問題は出てこない。そういうところで、中央で定められたようなこれまでの古い方式は変わるべきであるのかなと逆に思うんです。これまで基本方針から委員会でもって合意形成をすることによって進めてきたという、この色をどこかで表現しておく必要があるのではないかと私は思うん

です。

それと、今おっしゃいました A、B、C の中から、全部検討した上でということは確かにそうなんですけれども、並列で平等にもう一度検討はしますが、委員会として、その中でも、まずこれ、それでもだめならこれ、どうしてもだめなら最後にこれというふうな形で、合意形成を図ってきたのではないかと思いますので、そういった部分も基本方針の中に、たとえ 1 行でもいいですから表現していただけたらなと感じます。

○伊藤委員 私も同意見なんですけれども、足らぬかもしれないと。足らぬようにならないようにどうしたらいいかという視点が欠けているんじゃないかと思うんです。流域対策で、どれだけ何ができるかというのを、自縄自縛してしまって、そこから先以上に何ができるかというところが、この基本方針の中にないわけですよ。

後でも言いますけれども、流域対策で 80m³ / s しかできないということで、自分を縛ってしまっているから、そのこのところをさらにまだ何ができるかという発想が浮かんでこないんじゃないか。そういう意味で、順番をつけなさいというふうに私は理解しているんです。

○佐々木委員 今までのやり方でしたら、こういうひな形に準じていくのが当たり前だったんですけれども、池淵委員にお聞きしたいんですが、こういう二級河川で、新しい取り組みをして、基本方針から委員会を立ち上げていく中で、基本方針の文章の一部を今までとは少し違った形で、まあ見た目は同じなんですけれども、文章の並列を変えるとか、そういうことは難しいんでしょうか。

○池淵委員 県の管理区間とか、あるいはその他の自治体での整備基本方針と整備計画の立て方の文言の作成について、国の直轄の河川整備基本方針を幾つか参加して経験した中と、県、府等でのとらえ方について、ケース・バイ・ケースであろうかと思いますが、国のあれについては、さっきの定めなければならないという法的な条文等に準拠して描く形からいたしますと、具体的にはという言葉がどういう重みと意味を持つのかはありますが、国の管理あるいは責任として人命、資産を守るということを第一義的な目標として掲げるときには、「流域内の洪水調整施設により洪水調節を行うとともに」と、こういう字面の並び方が事例としては多いと思っております。

ただ、先ほどおっしゃった優先順位というものと、そういったメニューがあるという形の書きようとして、こういうふうを書くことによって、先に書いてあるものが優先順位が上位であるというふうに関心される面も否めない事実かなと思うわけですし、そういう

形からいたしますと、選択肢にあるというのと優先というものについては、このあたりはかなり県の姿勢としての描き方ではないか。ある意味で言えば、委員会での提言と協調できない形としての文章かなという感じはいたします。

①河川対策、②流域対策という順序関係も、そういう順序ととらえるか否かというのは、言外ではそういう順序ではないかと思うんですが、文章表現として、そういう形のもものが優先順位的に描かれている文章としてとるのが、素直にこの文章を読めば、そういうふうに描けるのかなと思っています。このあたりは、県の姿勢そのものの表現ではないかと思っております。

○長峯委員 繰り返しになりますけれども、今一連の意見を伺っていて思ったことですが、今の佐々木委員と池淵委員のやりとりに関しては、今現在は、基本方針では、県が考えていることを書けるようになったんです。ただ、全国どこの自治体も、まだ怖がってやっていないということなんです。ただ、今現在、国とは対等の関係になったわけですから、国がつくった政令の河川法であろうとも、そこの中の基本方針を定めなさいという基本方針と、兵庫県が考えることは変えても構わないんですよ。

武庫川流域委員会自体が全国でも先進的だというふうに評価されているようですから、ほかのモデルになるような自治体はまだないかもしれませんが、ぜひ県にはそういう試みに挑戦してほしいと思います。

先ほどの松本委員長と県の人たちの、基本方針と整備計画の何をどう書くのかというやりとりを見ていて、県の職員が笑って対応していたのは非常に腹立たしかったですね。それは県の人たちが国土交通省のロボットになっているということなんです。そういう意識を持ってほしいというふうに思いました。

それで、先ほどちょっと例を出された、A案、B案、C案があるときに、優先順位をつけたら、A案だけ検討して、B、Cは検討しないのかという話でしたけれども、そんなことは常識的に考えてほしいと思うんです。我々が優先順位をつけたときには、社会経済情勢等、いろんな評価の基準があると思いますが、そういうものをそれぞれの委員が自分の頭でウエートづけをして、それで対策メニューについて優先順位をつけたんです。したがって、対策メニューについては、すべて評価の対象になると思います。その中で、我々がまず対策メニューのAを優先してほしいというのは、ウエートとしてはそれを高く持ってほしいということなんです。ウエートづけを高くしてほしいということです。それが実現不可能であったり、実現するのが困難であるという場合には、次のB案に移ってくれと。

B案も、実現不可能だ、困難だというときには、C案に移ってくれと。優先順位には、そういう評価基準についての優先順位が入っていたと思いますね。だから、対策メニューは、評価は当然やられると思います。

もう1つは、県の方は、先ほどの回答だと、整備計画のところでの議論はすべきだと言っていましたけれども、先ほど中川委員がおっしゃったように、ここに出てきた段階ではもう既に検討がなされた結果が出てくるわけですから、結果が出てくる前に、どういふふうか評価をしていくのか、優先順位をつけていくのかということについては、我々は基本方針だと考えているということです。県がもしそれを嫌だと突っぱねるのであれば、すべての対策メニューは横一線に並べて評価しますとはっきりと書いてくれたらいいと思います。そこは我々委員会と意見が全く違うというのであれば、はっきりと出してください。

○土谷委員 先ほど県の説明で、整備計画のときに新規ダムと遊水地と既存ダムと3つ同列で検討するというふうな説明があったんですけども、私の記憶によると、提言書には、当面の整備計画では、新規ダムを位置づけない。30年間ぐらい流域対策とか、いろんなほかのことで頑張っていて、それでだめなら次期の整備計画で考えようというふうに書いてあったと思うんです。この提言書に沿った形にするのであれば、新規ダムはこの整備計画では検討する必要がないということになると思うんです。だから、武庫川渓谷の環境調査なんかもしないで、まず既存ダムの活用をするために、渇水リスクに対して、どうやって水供給をするか、そういう調査の方にお金をまず使ってもらいたい。だから、提言書で言っていることとやっていることはちょっと違うと思うんですけども。

○中川委員 先ほどの非常に興味深い、検討しても結果は同じになるのではないかという投げかけに対しての私のお答えを申し上げたいと思いますが、一緒ではありません。なぜなら、検討する過程で力の入れ方によって答えが変わってくるからなんです。首をかしげておられるので、1つだけ例を挙げます。

河川管理者の責任でもって武庫川峡谷の環境調査はやっているんですというふうに、きょうの冒頭でもおっしゃいました。1億6,000万、3年間かけてやるんですよ。そこまで力を入れてやっていらっしゃるんです。例えば、堤防について既に対策をやっていましてというふうに何回もお話をされているんですが、申しわけないんですが、偉そうなことを言わないでいただきたいと私は申し上げたいんです。なぜなら、堤防をやっているあの5年間の緊急整備で対象に入っているのは、侵食と浸透の照査で、一番危険度が高いランクに入ったものの区間だけを対象にしてやっているんですよ。

じゃあお尋ねしたいんですけれども、越流に対する対策は何か講じておられますか。越流に対しては、非常に難しい、まだまだ研究が必要だというお答えを提言書をまとめる段階でいただきました。その研究費を幾らつけているんですか。教えてください。

○松本 研究はしておりません。

○中川委員 これが力の入れ方の違いなんですよ。それで答えが変わってくるんですよ。まだわからないですか。まだ説明が必要でしょうか。余りこのことに時間を費やしたくないんですけれども、先ほどの横一線で並べてそれぞれさまざまな要因から検討したら答えが一緒になるのではないかという問いかけに対しては、検討のプロセスによって答えは違ってくるというのが、少なくとも私のお答えです。その説明は、今申し上げたとおりです。

1億6,000万も環境調査にかけるのであれば、私の希望を言わせていただければ、堤防強化にもっともっと研究費をつぎ込んでいただきたい。ハイブリッド堤防の研究もしていただきたい。そこに例えば1億6,000万つぎ込めば、もっといろんな研究ができるはずなんです。そうすれば、もっと具体的な堤防強化、実質的に効果を上げられるような対策を打ち出すことができるはずですよ。

○松本委員長 ほかにございますかー。

優先順位に関しての論点、問題点は、かなり明らかになった。じゃあ具体的にそこをどうするのかというところは、きょうこのままでやってもなかなか進みませんので、どこに問題、ポイントがあるかというのはかなり明確になったと思いますので、それを踏まえて、こういうふうな形での方針にすべきだというのは、むしろ委員の側からボールを投げなければ前へいかないの、具体の修正文を出していただく中で詰めるということで、一たん優先順位の話の切って、次のテーマに行きたいと思います。

それから、優先順位のところで、既存ダムの活用について、その必要性、あるいは既存ダムの活用を盛り込もうというふうに、少なくとも整備基本方針の段階からそれを持ち出したのは、全国広しといえども武庫川流域委員会しかないという、まさしく武庫川らしい提言になっているんですが、それがこの方針を読んだら出てくるかどうかというところが、各委員の意見の中心テーマかと思っています。

これについても、県は、先ほどと同じように、基本方針では個別の選択については書くべきではないという答えに終始するわけですか。委員の側から、既存ダムの活用に関して何かご意見があればー。論点は、私が今申し上げたことでよろしいですか。県の方も、今ふんふんとおっしゃったから、同じことなのですね。

というのが、問題の根源になっています。洪水調節施設の優先順位、既存ダムを活用をきちんと出すべきであるという、いわば委員会の武庫川らしい武庫川づくりの方針についての記載がこういう形で一つの対立点になっているということで確認をして、どうするかということの後日の議論にしたいと思います。

では、次に行きます。次は、方針のところ、武庫川らしい方針、時間軸、政策目標とありますが、少し議論はされていましたが、これと、治水の総合的な治水対策の考え方、これも先ほどから幾つか議論が出ていますが、これについて何かご意見はございますか。

○中川委員 ここのところ、一番たくさん私、意見を出させていただいておりますし、私の一番こだわっているところですので、少し意見交換をさせていただきたいと思います。

きょう改訂していただいたバージョンの版で、意見の前に 1 つお尋ねをしたいんですけども、いろいろ修正をしていただいています。なるほどこういうふうに改訂していただいてよかったと思っているところもありますので、その点はよかったなと思っておりますが、具体的にお聞きしたいのは、9 ページの、タイトルが変わって減災対策になったところで、「まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用等との調整等を図る」というふうな文章になっています。前回、意見書でやりとりしたところでの県の回答では、都計法による規制をかけるのは、私権の制限があって非常に難しいところもあるので、そのことをここに書いているわけではない、検討はしていかなければいけないけれども、そこまで踏み込んで書いたわけではないという旨のお答えをいただいているんですが、今回若干文章が変わっていますが、意味としては変わっていないという理解でよろしいのでしょうか。

○松本 意味としては基本的に変わっておりません。

○中川委員 そのお答えの上で申し上げたいんですけども、きょうの改訂していただいた 8 ページの河川対策のところ書かれていることです。その前に、基本方針として武庫川らしい方針を出すことにしたというふうに先ほどご説明がありまして、このこと自体は私は支持したいと思っております。さらにその中に、「想定を超える事態においても都市活動への深刻なダメージを回避するため、適切な治水・利水対策を推進する」という文章が入ったことは、私としては評価しております。その上で、はっきりしたいことがあります。

それは、8 ページのところの河川対策で書かれていることなんですけれども、「人口及び資産により評価し定めた計画規模の洪水や高潮から人命、資産を守ることを目標とする」というふうにご書いておられます。私が気にしているのは、ずっと申し上げているように危機管理のことです。超過洪水のことです。この方針の中で、明確に何々を目標とするとい

うふうに書かれているのは、この河川対策のところだけです。恐らくきょう改訂していただいた版でもそうだろうと思います。思いますというのは、まだ丁寧に全部読めていないからですけれども、少なくとも前回いただいた原案ではそうでした。

実は、ハードとソフトのトータルで目指す目標というのが書かれていません。目標ではないんですけれども、基本方針として、先ほど読み上げたところを書いていたのはよかったですけれども、それはやっぱり方針であって、目標ではないんです。この方針で、目標と書かれているのは、ハード整備のここの部分だけなんです。

お尋ねしたいんですけれども、治水の原点というのは、これは私が思っているんですが、どんな大雨でも死人を出さないことではないんですか。もう二度と人生や事業が再建できないような致命的な被害を回避することじゃないんですか。それが目標じゃないんですか。お答えください。

○松本 そのとおりです。

○中川委員 だとするなら、私がもしこの基本方針をつくる責任者なら、この基本方針の少なくとも治水のことにに関して武庫川流域で書くとしたら、私は、武庫川流域でたとえどんな雨が降っても死者を出さないことを目標とします。私が責任者ならです。それがこの川の管理を県民から負託された者の責任じゃないんですか。

もう 1 つお尋ねしたいんですけれども、水害はなくせるんですか。

○松本 水害をなくすことは恐らく難しいと思っています。

○中川委員 正確に言えば、水害を減らすことはできても、なくすことはできないですよ。そうですね。うなずいていただいて、そういう意味だと思います。

じゃあ、お尋ねしますけれども、ダムも遊水地も河床掘削もハード整備が全部終わっている状態で、武庫川で超過洪水が起こったとします。何が起こるんですか。堤防が切れるんでしょう。それを想定しないといけないですよ。切れたら、何が起こるんですか。それを想定しないといけないですよ。それをイメージして対策を進めるのが治水政策ではないんですか。堤防を歩いていたら、武庫川の堤防端に、おうちが下に見えるようなところがたくさんありますよね。そこで堤防が切れたら、何が起こるんですか。それをイメージしていただいていますか。答えていただけるんだったら、答えてください。

○松本 その辺のところは、③の減災対策のところに記載しております。

○中川委員 じゃあ、お尋ねしますけれども、③に書かれている内容で、本当に壊滅的な被害が回避できるというふうにお考えなのですか。

○松本 下流部のいわゆる天井川の様相を呈している区間が仮に溢水すると、恐らく堤防というのはもたない。ですから、堤防が決壊すると、都市活動に対して深刻なダメージが生じるような事態になるというふうに考えております。ただ、人命については、そこに書いてあるような減災対策で、ある程度対応できるかなと考えております。

○中川委員 私は、河川整備には限界があるということをこの方針の中にはっきり文章として書くべきだというふうに意見書で書いたときに、どのような対策にも限界はあるので、河川整備だけ取り上げて書く必要はないというお答えをいただいたんですけども、例えば、逃げれば、死ななくて済むんですよ。すごく単純な話ですよ。別に難しい計算をしなくてもわかると思うんです。

つまり、ハード対策というのは、限界があって当たり前ですよ。なぜかといったら、設計しますから。設計する規模がありますから、限界があって当然です。でも、ソフト対策——きょう名前が変わりました減災対策というのは、生じさせる効果には限界はないんですよ。今言ったように、最悪死人を出さないと思うのであれば、逃げれば、死なずに済むんです。そうですね。しっかり聞いていただきたいんですけども、水害はなくなるんですよ。嫌なんですけれども、どんな巨額をつぎ込んでハード整備をしても、あるいはその結果、環境をどんなに破壊しても、水害をなくすことができないですよ。なくなるのに、そのとき、つまり超過洪水のときへの対応から、この方針では逃げてしまっているんですよ。

8ページのところで、自分たちの目標はハード整備ですというふうにはっきりおっしゃっていますよね。ハード整備が目標であって、減災対策で何を目標とするというのを示していただいていない。堤防が切れたら家が飛ぶような場所がたくさんあります。私は、堤防を歩いていたら、本当に怖いんですよ。その怖さは、河川技術者だったら共感できるはずなんです。そのような場所に住んでいる方には、申しわけないけど、あなたが住んでいる場所はそういう場所なんですよ、ここに愛着があってもどうしても住まい続けるんだったら、そのつもりで覚悟して住まわってくださいよと言わなくちゃいけないんじゃないですか。それが管理者の責任じゃないんですか。住まい直せるように誘導するということが、責任ある者がとる道ではないんですか。

最初にご質問したように、都市計の規制をするつもりはないと。都市計の規制をしなかったら、そこがそんなにまずいところなんだと住民はわからないんですよ。ハザードマップを公開しています。あれだけで、どこまで皆さん危機感を共有できているんでしょうか。

言っておきますけれども、だからダムじゃないんですよ。ダムもつくった、何もかも全部終わった後の話をしていますから。

この方針に掲げる政策目標のところには話が行くんですが、結局、この方針で住民に何を約束するんですかという問いに逃げてしまっていると私には感じられます。ハード整備をすることが目標なんだと言って、逃げておられるんですよ。さっき確認しましたように、治水の原点というのは、どんな大雨でも死人を出さないようにすることだと言ったら、そうだとおっしゃいましたよね。だったら、それを目標にしなかったらだめじゃないですか。そうでしょう。想定した規模のハードの整備はやります、それが私たちの目標ですと、8ページで書いているんですよ。そこから先の目標は……。逃げないでください。ハード整備をやり遂げることしか頭にないとしたら、多分こんな文章が出てくるんだろうと思いますけれども、それによってどんな成果を納税者に約束しようとするのかということを書いていただきたいんです。

実際、刈谷田川でありましたよね。整備は全部終わっていました。ダムも、計画どおりに洪水調節機能が働きました。でも、死人が出ました。壊滅的な被害が出ました。事例としてあるんですよ。それが武庫川で起こったときのことを考えて対策を考えておくのが、この方針のここに書き込むことじゃないんですか。60万人の人口を抱えているというのだったら、そこをもっと真剣に、逃げないで突っ込んでくださいよ。でなかったら、下流に住んでいる人間はどうしたらいいんですか。そうでしょう。求めているのは成果なんですよ。納税者に約束をしたい成果なんです。私がこの方針をつくる管理者だったら、責任者だったら、そこまで踏み込みます。なぜなら、命を預かっているからです。それを方針に書いていただきたい。それが私の意見です。私が委員をしている限り、これは絶対に譲れない意見だと思っています。

○松本委員長 今の意見に対して、県の方から何かありますか。

○松本 7ページのところで、都市活動への深刻なダメージを回避するとか、あるいは9ページの減災対策の部分で、人的被害の回避・軽減等と書いていますけれども、要は、河川対策を初めとして、あと、流域対策とか減災対策、こういったいろんな対策を組み合わせることによって人的被害を回避する、あるいは深刻なダメージを回避していこうというふうになっているわけです。

今中川さんが言われているのは、河川対策の中で、計画規模までの洪水に対して人命、資産を守ることを目標としているというのは、まだ足りないということですよ。

○中川委員 今私は、超過洪水のことに絞って話をしています。

○松本 この河川対策で記載しているのは、要するに、計画規模の洪水に対する対応であって、それを超える規模の洪水に対する対応を書いていないと。

○中川委員 そうです。超過洪水に対して、河川対策はハードの対策ですよね。ハードの対策だけでできることではないから、武庫川として減災対策をきちっと位置づけましょうということで、9 ページのところが入っていますよね。そこまでは丸なんです。ハードとソフトの対策の総合的な結果として、何を流域に成果として約束しようとするのか、その目標をきちっと書いてほしいというふうに言っているんです。このままでは、ハードの対策の目標はあります。だから、そこに向かって邁進することはできるんですよ。でも、その結果、何を流域に約束するんですかということ、その結果というのは、これができた後でということですよ。今超過洪水の話をしていますから。できた後でも来るんです。武庫川の流域でいつかは来るんですよ。そのときに壊滅的な被害を起こさないようにするような方針にしないといけない。だったら、それをきちっと目標として書き込んでほしいということをやっているんです。

きょうの7 ページのところ、「想定を超える事態においても都市活動への深刻なダメージを回避するため、適切な治水・利水を推進する」というふうに書いていただいたことは、私は非常にいいことだと、とても評価しています。正直に申し上げます。ただ、これはあくまでも基本方針なんです。目標ではない。目標に格上げしていただきたいということです。

○松本委員長 3 の項目のところで、ほかにございますか。

○伊藤委員 先ほどちょっと言いかけたんですけども、政策目標のところ、私の提言している 118 番、119 番がバツになっています。私が書いたのは、超長期の計画の中では引堤とか橋のかけかえはしないということを言い切っていますから、それは外してしまう必要があると思います。ここで超長期の方針に対して、みずから手かせ足かせをはめることはできるだけ避けて、選択肢を広げることが必要ではないかと思っています。

もう1つ言えば、この目標の区分をされていますけれども、例えば流域対策で、80m³ / s というので抑えてしまうと、それ以上のことは考えなくていいんじゃないかというふうになってしまうのを恐れています。ですから、ここは、80m³ / s 以上とするとか、あるいは基本高水についても、これ以下にするとか、そういうふうに幅を持てるようにする必要はないかということをおっしゃりたいと思っています。

だから、先ほどの順番ではありませんけれども、洪水調節施設による調節流量は $910\text{m}^3/\text{s}$ 以下とするとか、河道への配分流量は $3,700\text{m}^3/\text{s}$ 以上とするとかというぐらいにして、河川管理者ができる手法について、動けなくしてしまうことのないようにしてほしいなと思っております。

○松本委員長 今の伊藤委員の発言に対して、県の方は何かありますか。

○松本 例えば、河道で $3,700\text{m}^3/\text{s}$ 頑張っって受け持つという話になってはいますけれども、それを $3,700\text{m}^3/\text{s}$ 以上というふうに記載した方がいいのではないかという話ですが、例えば、下流から河川改修していく場合に、当然目標を決めて断面を設定しますから、そのときに、ある断面を決めた結果として計算すると、 $3,730\text{m}^3/\text{s}$ に上がりました。それで整備していく。それでもって決まってくるよ。それをどうするのか。

○伊藤委員 私は、今ちょっと広げ過ぎたかもしれないんですけども、流域対策を $80\text{m}^3/\text{s}$ で抑えてしまうということではなくて、以上にしたらどうだと。洪水調節施設による調節流量がその分減らせるような幅を持たせたらどうかと思っています。

水田もそうですけれども、流域対策で、私たちが検討している間にいろんな提案が出ています。大規模開発の地下利用とか、あるいは駐車場の貯留効果とか、そういうのを出しておりますけれども、データがないからということで、2年半にもうパスされています。そんなようなことがまだいっぱい考えられるんじゃないか。そういうことについて、みずから検討を放棄してしまうことのないように、この数値を上げておいて、そのかわりに洪水調節施設の流量を下げると。そういうことが可能なように、先ほどの優先順位に絡んでくるわけですけれども、私たちの提案は、流域対策というのをできるだけ実現をして、洪水調節施設による調節流量を減らしていこうということを考える余地を残しておくべきじゃないか。もう最初から引堤も何もしないというように縛る必要は全くないと思っております。

いずれにしても、超長期の対策なんですから、そういうことは置いておかないといけないと思っております。

○松本 メニュー間でもってやりとりができるように、少し幅を持たせておいた方がいいのではないかという趣旨ではないかと思うんですけども、メニューごとに配分を決めて、仮に河道で $3,700\text{m}^3/\text{s}$ と決めた場合は、 $3,700\text{m}^3/\text{s}$ の断面を決めて、例えばここに道路の関係で橋をかけますといった場合は、その流量に見合った断面に合うように橋をかけてもらいます。それを、その流量を変えていくと、当然川幅にも影響しますので、一

たんかけた橋がまたかけ直しという話になってくるので、そういったことを考え合わせますと、まあそれだけではないと思うんですが、メニュー間でもって自由に流量をやりとりするというのは問題が多いのかなというふうに考えております。

○伊藤委員 河道はそうでしょうけれども、対策の施設同士の融通はできていいわけでしょう。

○松本 例えば、洪水調節施設と流域対策で、流域対策の処理できる量がふえた。結果的に、河道を固定すれば、洪水調節施設の負担が減るという話かと思うんですが、それがいつの段階で明らかになるのか、一たん事業に入ってしまうと、容量とかも決まってしまうから、その辺を自由にするというわけにいかないと思います。

○伊藤委員 それは整備計画の話でしょう。今言っている数値は方針なんですよね。

○松本 そうですが、じゃあそういった基本方針をころころ変えるのかという話になってくるわけですね。

○伊藤委員 じゃなくて、流域対策をふやせる余地を残しておいたらどうですか。

○松本委員長 今伊藤委員が出されている引堤とかに限らず、今の論点で言えば、総合的な治水対策についてアプローチするスタンスの問題だと思うんです。県の方は、超長期の基本方針である。少なくとも 30 年間でやる整備計画よりも長い方針、そんなものつくれるわけがないやないかと僕は思いますけれども、つくられるのだったらつくった方がいい。ところが、その前提条件は、現時点でできるかできないかを判断して、今めどがつかないものは全部外してしまうというふうな発想から一歩も出ていないんですね。流域対策にしても引堤にしても、あらゆるものがそういうふうな印象を受けざるを得ない。

総合治水の考え方は、言葉は出してあっても、そういう観点で、超長期のこういう方向を目指すんだという幅を持たせた方針をなぜ書けないのか。3 年たったらよそへ行っていない担当者が、今考えられる範囲内でしか書き込まない。これで本当に超長期の方針にたえられるのかということ、いろんな提言した話が外されているというところに関連して意見が出ているんだと私は思うんですが、そうじゃないですか。水田にしても、すべてそういうことではないかと思うんですが。

○田中 原点に戻って考えますと、今伊藤さんから言われている、例えば流域対策で幅をもっと持たせたらいいじゃないかという話があるんですが、今私どもは、分担量として、計算で $80\text{m}^3 / \text{s}$ を計上しています。それは、長い間いろいろと流域対策を検討してきた結果、提言書で出された流域対策の対策量 $111\text{m}^3 / \text{s}$ をベースとして、現時点で確実に

担保性を確保できるもの、将来にわたっても確保できる、そういったことをいろいろと検討した中で、やっと導き出した数字が、今 $80\text{m}^3 / \text{s}$ と出ています。それに幅を持たせるというのは、その辺が非常に曖昧模糊として、逆に $80\text{m}^3 / \text{s}$ 自身の数字が曖昧な形に受け取られる可能性があります。

我々としては、 $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ が、現況の河道の状況等も踏まえて、精いっぱい頑張っていて、そうなりますよということを出しています。それと同じことで、流域対策でも出しています。これは、流域委員会から提言があった内容を踏まえた中で、一つのふるいをつくっていますけれども、出しています。それにさらに幅を持たせるというのは、どういうことなのかと私は思いますけれども。

○伊藤委員 最低限を示している数字だという理解をしたいんです。もう 1 つは、なぜこの項目は除外したか、水田の話もありますけれども、ほかに、私たちが提言しようとして、検討し切れなかったテーマがあったわけです。駐車場は、数値がつかめませんとか、開発の公共施設の地下利用についても、まだ何もわかりませんとか、そういうのがあったわけです。そのほかにも、今言われた条件で排除された要件の担保性を持たせるにはどうしたらいいかというようなことの突っ込み方をする機会がこれから出てくるはずなんです。

ですから、県としても、これでおしまいというんじゃなくて、そういうことをどうやって取り組んでいくか、そういう姿勢がここでないわけです。そういう意味で、最低限にしないといけないというふうに思います。

○田中 今基本方針で出しています $80\text{m}^3 / \text{s}$ というのは、最低限です。精いっぱい頑張ったところでやっています。ただ、今駐車場の貯留とかという例を出されましたけれども、これから検討する水田の貯留もそうですが、計画上に位置づける数字としては、そういった条件からいって不適當であろうということで除外していますが、それでもうやらないという言い方をしているわけじゃないんです。今後もそういった取り組みをしていきますと。ただし、計画上に位置づけるには、現時点では担保性がないので、それはやめましょうということを行っているのであって、やらないとは言っていない。

現に今、水田貯留にしても、そういったモデルとしていろいろ検討していますから、その辺の状況も踏まえていきたいと思いますが、計画に位置づけるのはこの数字ということなんです。

○伊藤委員 それじゃ、そう書いてほしいわけです。そういうことができることを検討していくとか、そういうことがないんです。除外するという表現で終わってしまっている

か、そういうことになってしまっていると思うんですね。ですから、そういう余地がなくなってしまうんです。

○酒井委員 今、分担量について、 $80\text{m}^3 / \text{s}$ の問題が出ていますけれども、私は水田の場合にこだわりたいんですが、根本的にあの数字を出して、水田を除外するという根拠はアンケートによると。あのアンケートについての正確性について、多くの委員さん方が疑問を持っていらっしゃる。そういったものを根本的に解決しないと、この問題、伊藤さんがおっしゃるように、微に入れ細にわたってその $1\text{m}^3 / \text{s}$ を議論するんでなしに、もっと大きな点からとらえなければならぬと思います。

○松本委員長 もう既に流離対策等の話に入っていますので、その話にも広げましょうか。酒井さん、水田の話が途中で切れましたが。

○酒井委員 私がこだわりました問題ですけれども、それはあなたの考え方であって、感想として承っておくという答えが出ました。私自身、農業という立場で、雨が降りかけたら、降り始めと降り終わりには必ずくわを担いで田んぼの周りを回ります。そういう状況の中で、あのアンケートそのものが正確でない。県の示されるように、アンケートに頼ってあの答えが導き出されたとすれば、余りにも現場から離れた結論であろうと思います。

私は、意見として最終的にまた補足をしましたけれども、水田というものに対する定義、考え方が、誤っているというんじゃなしに、根本的な考え方の相違がある。また、雨が降るという自然現象に対して、我々はどう対処するかということについては、余りにも机上論的なところで答えを導き出そうとしているような気がして、そういったことを非常に懸念するものですから、水田の分担量は期待できないという結論に対して、それは根本的な誤りであると。それについては、水田の定義、認識から、現場に立って、雨の降る状況に対して、水田の持つ効果量、また強制的にためることの装置、そういったことについて、将来検討するということであるんですけれども、今回それを除外するという形でこれを仕上げることは、非常に危惧を感じております。

については、現場に立って、水田というものの定義を踏まえて、そこへ時間雨量、例えば 10mm 、 20mm 、 30mm という雨を重ねたら、水田という施策の中で、 200 ミリのヒューム管から出る水量が制限される。それは自然に抑制されるものである。なお、その上に貯留効果をねらうとすれば、それは堰板の効果が考えられるであろう。それは改めて条件整備をすれば十分可能であろうと思いますので、この面について、除外という形でこの原案を仕上げることは、私は現場の立場から危惧して抵抗を感じます。

○畑委員 先ほど伊藤委員からお話がありまして、県のお答えとして、こういう数値は動かせないんだという話がございましたけれども、少なくともこの数値がどういう内容を持っているのかをきちんと説明しておかないと、これがベースになって今後の河川整備計画が検討されますし、個々関係市町村への説明とか、各市町村でいろいろ要望等が出てくる。そういう根本になる数値でありますから、内容がこれだけで説明し切れているとはとても言えないわけです。

ピーク流量に関しましても、我々、非常な時間をかけて検討した結果、かなり幅のある中の最大値をとっているということでございます。通常であれば、計画降雨の決定においても、真ん中付近がとられておりますけれども、それをあえて最大値をとっている。それをもとにして、すべての計画をこれからやっつけていこうと。河川整備計画にいたしましても、この数値をもとに $910\text{m}^3 / \text{s}$ とか、そういう非常に大きな数値が出てきているわけです。仮に真ん中の値をとるならば、 $4,600$ とかこういう数値に関しましては、 $1 / 200$ 以上の計画規模の流量に相当するということはきちんと説明しておかないと、今後流量に関してはどんどんデータがたまってきますから、この流量が武庫川流域において何分の 1 規模の流量であったかというのは今後より明確になってきます。

計画者としまして、そういう誤解をもとにして仮に新規のダムが建設されるということになりましたら、後で非常に後悔されることにもつながりかねない。すなわち、住民の方初め、この計画を決定される専門委員の方の十分なご理解のもとに、そういう重要な武庫川溪谷を損ねるか、今後もああいう美しさが保たれるのか、そういう瀬戸際の決定にかかわって、非常に大事な数値であります。少なくとも説明責任としまして、また県の計画者としまして、そここのところは誤解がないように十分に説明しておく必要があるかと思えます。

$910\text{m}^3 / \text{s}$ とか、こういう大きな数値が出てきておりまして、私は半ばあきらめて、流域対策、あるいはほかの施設の調節流量でとても対応できそうにもないと。それを根拠にして、既定方針か何かわかりませんが、ある決断といいますか、河川整備計画においての決断をなされようとしておられるのかもしれない。

そういうことを考えますと、特にベースになる基本高水のピーク流量に関しては、これだけの説明では不十分であると。特に、今回の河川整備基本方針というのが、兵庫県として新たな形を提案されております。といいますのは、国の河川整備の基本方針においては、池淵委員のおられるところでなんなんですけれども、基本方針と基本高水に関する資料と

か、正常流量に関する資料等の附属資料的な資料としてセットになっているわけなんです。今回の場合には、参考資料として、治水編とか、そういうような形になっております。本編で十分な説明がなされていない以上は、単に参考資料ではなくて、関係委員とか関係政策者には必ず読んでいただかないと、この意味するところが理解できない。そういう大事な資料でありますから、これは参考資料とすべきではなくて、なくてはならない、読んでいただかなければいけない資料であるということがわかるように、国の小委員会において決められてきたように、関係資料という形をとるのが適切ではないかと考えている次第です。

要するに、先ほどの優先順位の話とも関連してくる $910\text{m}^3 / \text{s}$ の処理なんですけれども、県として、武庫川溪谷をどのように大事にしていこうとされているのか、そういうことがこの河川の基本方針できちんと述べられて、例えば、景観でありますとか、そういう特徴をあらわしているところには、武庫川として何を守るべきなのか、優先順位という形ではなくて、まず何を大切に、それが守られるようにできるだけ努力をするという、そのためにダム以外の検討をまずやっていきたいんだという強い姿勢が基本方針という形で表現されることが、今後の兵庫県の関係住民のためにも、あるいは武庫川が一体となって新しいすばらしい河川を再生させていくという思いを実現していくことになってくるのではないかと考えております。

○伊藤委員 きょうの資料 3-8 の表紙の裏側に私の意見書を出しております。この間アンケートを読ませていただいて、疑問点がありましたのでお聞きしておりますが、水田の貯留方法について説明なしに、貯留することについて是か非かというような設問をされているように見受けました。例えば、堰板操作が要るのか要らないのか、これは設問で聞いておられるんですけども、堰板操作なしで、例えばオリフィス、これは国交省のホームページにも出ていますけれども、オリフィスの方式でやったら最大何時間水が滞留するんだということがわからないと、農業者は返事のしようがなかったんじゃないかと思っております。きょうの回答集の 31 ページ、247 番の県の考えには、検討中だと書いてあります。ですから、検討された結果をもう一度アンケートをとられることが必要ではないかと思えます。

また、248 番に書きましたように、このアンケートは、圃場整備のされていないところ――私たちは圃場整備のされたところだけを対象にしたはずですが、されていないところまでアンケートをされています。だから、できないという答えが出ているように見受けら

れました。ですから、そんなことも全部含めて、もう一度やり直していただいた方がいいのではないかということをお願いしたいと思います。

○松本委員長 水田に関して、ほかにございますか。

○酒井委員 重複しますけれども、水田とはという定義から入らないと、設問であるとかどうこういう枝や葉にこだわってくれば、雰囲気が見えてこない。

○松本委員長 酒井さんのおっしゃる定義を教えてください。

○酒井委員 資料 3-8 の 140 ページをごらんになってください。私は、水田の貯留効果といいますか、見込めるものを除外することについては大変心外でありまして、水田そのものを認識していただければ、そういった絵にかいたもちのようなものは出ないと思いますので、ここに文章を書きました。言葉で言うより文章を読みますので、それぞれの中でご判断いただいて、間違っておれば、間違っておるというご指摘をいただければ、私はそれなりに考えたいと思いますので、ご指摘をお願いしたいと思います。

意見書の補足をしております。

先に提出した意見書(8月8日付)において、大雨、洪水に際して水田こそ、流出抑制、さらに水田貯留など流域治水の本命であることを提言した。しかし、県当局はアンケートによる調査結果から、稲作技術による不確実性や、個々人の利害にかかわることとして数値化は困難であるとし除外するとした。このことは、降雨という自然現象に対して余りにも抽象的であり、降雨の実体、雨水の流出状況など、現場に即した判断に欠けると言わざるを得ない。また、アンケートの主眼があいまいであり、我々が求める河川のピーク流量をいかに抑制し洪水の危機を回避するかという治水の最大の課題に沿ったものとは言いがたい。しかも、対象とする水田の定義が不明確であり、降雨の実体についても現実に即した考察を要すると考え、水田の現場の視点から私見を述べたい。

記

1、水田の定義

水田とは水稻をつくるために水を入れた田(みず田)――これは岩波ですけれども、国語辞典にそういう定義があります――とある。農業者としてもう少し具体的に示すと次のとおりである。

水田とは周囲を土堤または畦畔で囲み、稲作に必要な水をためることのできる田のことである。条件として、取水口と排水口を備え、田面は均平である。(註)排水口は一般的に200ミリのヒューム管を布設しているが、その施設のない水田は開渠として30~40cm幅に

畦畔を掘り下げて排水を行っている。

2、水田の流出抑制効果

上記に示したように水田という名称を持つ土地は、その大小を問わず降雨の一時貯留の役割を果たしているのであって、現状の耕作田、転作田、遊休田等、使用の状況に左右されるものではない。

3、水田の貯留効果

上記に示すとおり水田にたまった雨水は 200 ミリの排水口から徐々に排出されるが、なお水田の持つ貯留機能を生かして堰板操作で水田貯留効果を期待するのは流域対策として重要な課題である。もちろんこれを実効あらしめるためには、当該農家の理解と協力が不可欠であるが、堰板操作による貯留開始の時点での周囲の状況は、ことごとく飽和状態であり、自然放流プラス貯留という治水対策行為に対して収穫期を控えた農家の拒否反応は理解できるが、実際面にあたっては全体の雨水が流下し得ない限り貯留による被害は取り立てて言うほどのことはないと考えられる。

なお、堰板操作という人為を伴う施策には装置の改善、労力の確保、損害の補償等の問題をクリアしなければならないが、県政の横断的な組織が有効に働けば十分可能であると考える。

4、基本方針に効果量を数値化することについて

以上、水田の現況に即して、流出抑制と強制貯留の可能性については、面積、水量の数値が推定できれば、大ざっぱでも効果量が算定できると思う。特に降雨という自然現象に対して、その対策を数値化することにどれほどの安全安心を確保することができるか危惧する。微に入り細をうがって数値にこだわって大局を見失うことのないようにしたい。

以上です。

○土谷委員 資料 3-1 の私の意見、46 番ですけれども、水田のところに治水対策も取り組んでいくという文を入れてほしいという意見を出しましたら、右の県の答えのところに、水田には、生態系の保全、水源涵養、水質保全、治水対策という機能があるから、多面的機能という言葉で一括して表現しているというふうになっています。

それで、資料 3-2 の基本方針の修正案を見ましたら、9 ページの 5 行目で、水田のところがあった 2 行、「水田の持つ多面的機能についても、……保全、向上が図られるよう努める」と、これだけしか書いていないんです。多面的機能と漠然と書かれたら、読む人によっては、この 4 つの機能を思い起こさない人もいます。2 つぐらいしか思わない人もい

ます。それだったら、多面的機能の後ろに括弧を入れて、生態系の保全、水源涵養、水質保全、治水対策というふうに、言葉を足しておいてもらいたいと思います。

○松本委員長 先ほどからの幾つかの意見に関して、県の方から。

○植田 武庫川企画調整課、植田でございます。

伊藤委員の先ほどのご意見について、本日の資料 3 - 1 の最後のページ、246、247、248 というあたりで回答をさせていただいております。

その中で1つおっしゃっておられた、圃場整備済みのところだけを取り出してアンケート調査を実施すべきではないかということでございますが、これに関しましては、248の右の県の考え方のところを書いております。アンケート調査の範囲としましては、先日のご説明の中では、圃場整備実施済み区域もしくは圃場整備実施予定区域としてご説明をさせていただきましたが、その後確認をしたところ、171の母数に対しまして5~10ぐらいの集落のところ、こういう予定のないところも入ってしまったということがございました。248番で5行目までに書いておりますが、アンケート調査をやる中で、圃場整備実施予定、現状されていないあたりの方のご意見も入っているのは事実でございます。そういった中で、その下6行目から書いておりますが、圃場整備がまだ実施できていないところもありましたが、圃場整備実施済み区域がほぼ9割方ということもあって、一括して集計したということでございます。

アンケート結果で何をとったかということですが、営農上の理由から出水期間中を通じて水田に雨水を貯留できない、貯留することに協力をいただけないだろうというようなことを読み取りまして、超過洪水対策として検討していくこととしたということでございます。このアンケートから判断したのは、そういうあたりでございます。

そもそも水田貯留を超過洪水対策としてやっていくというふうに判断したことについてはもう1点ございまして、水田が基本的には農家の方々が持つておられる土地であるということで、将来的に営農を続けていかれるかどうかという話もありますし、農地転用あるというあたりで、流域対策の担保性からも難しいということで、判断したということでございます。

結果としましては、このアンケート調査については、わざわざ区分してまたやるというようなことは必要ないのではないかと考えております。

酒井委員のご意見については、水田の定義をどう考えているのかというあたりは、基本的には水田についても圃場整備済みか圃場整備ができていないところなのかを区分して考

えていくのかなということですが、全部の水田を流出モデルで流出抑制効果は既に見込んでおきまして、流出対策でさらに上乘せで流出抑制効果を出していこうということについて、考えていく対象は、先日の委員会でもご説明したとおり圃場整備ができたところでやってみようということを考えております。

意見書の 141 ページのあたりで、農家のご理解、ご協力が不可欠であるということで、自然放流プラス貯留という治水対策行為について、農家の拒否反応というのは理解できるがということで、雨水が流下しない限り貯留による被害は取り立てて言うほどのことはないと考えられると。多分この辺がおっしゃりたかったところなのかなと思うんですけども、アンケート調査でも出ておりましたとおり、中干し期間とか稲刈り前とかいうようなときには農家としてはできるだけ水をためたくないというふうに読み取れるのかなと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員 今の説明で、まだ検討中であると書いた貯留時間というのは、何時間と考えていたんですか。

○植田 247 番のことです。今検討中ということでございまして……。

○伊藤委員 それを農家には言っていないわけでしょう。

○植田 農家の方と一緒に実験をしている真っ最中でございます。

○伊藤委員 アンケートのときに、条件としてお話をしていないわけですよね。

○植田 おっしゃっておられる貯留する時間というのは、降雨終了後、例えば半日たまりますよとか1日たまりますよといったたぐいのお話でしょうか。

○伊藤委員 そうです。

○植田 アンケート調査をする段階では、そこまでのことは言っておりません。

○伊藤委員 だから、農家が軽微なものと考えているのか、えらいことになると考えているのかの差で、アンケートの結果が変わってくるわけでしょう。

○植田 稲刈り前とかは水を全く抜いてしまうわけですよね。少なくとも1週間前から2週間前は抜こうとされるわけですよね。それに対して、降雨終了後、例えば半日たまるのか、1日たまるのか、現時点ではよくわかりませんが、そういったことが判断の中で影響が出てくるのかどうか、私は影響はないというふうに考えますがけれども。

○伊藤委員 酒井さん、いかがですか。

○酒井委員 実際この場で、雨の降る状況、雨の実体を想定してというか、頭の中で考え

て、そういう理論の組み立てはあろうかと思えますけれども、現に時間雨量 10mm、20mm という降雨の中で、畦に立って田んぼの状況を見たら、森羅万象といいたいでしょうか、満遍なく、基盤整備してあろうとなかろうと、稲があろうとなかろうと、水田という形のところには、時間雨量 10mm なり 20mm なりの雨が降ります。そして、水田には畦畔という水をためる装置があつて、排水という 200 ミリのヒューム管があつて、降った雨がそこへ集まって流れる。結局、そのことがきっちり押さえられなくて、農家はためたら困るであろうと。その田んぼが、放棄田であるとか転作田であるとかいうということになしに、満遍なく雨が降る。雨がたまる。たまった雨が排水口から流れ出る。森羅万象、すべてことごとく飽和状態にある中で、田んぼの果たす役割、果たしてきた役割、なお堰板によって、もう 10cm、15cm、20cm の水をためるといふ操作ができれば、これは大きな効果量であろうと思えます。

それは、農家の稲作技術から見て、ためたらかなわんとか、よいとかいう判断でなしに、好むと好まざるとを問わず、雨が降って、たまっているんです。そして、たまった水は、200 ミリという制約されたところからしか出ないんです。それは、短時間に降る時間雨量、仮に 10mm にしても、かなり大きな貯留効果をもたらすし、少なくとも災害の現況であるピーク流量の高さが、いわゆる危機といいたいでしょうか、危険度が高い越流であるとか、決壊であるとかに結びつくものであるとすれば、その中で水田という水をためる機能、排出する抑制機能を持ったものをフルに生かせる。また、堰板によって、なおプラスして貯留することができる。

今おっしゃるように、田んぼを乾かしたい人があつても、雨が降った後、即田んぼが乾くのでなくて、全体の雨量、水位が下がらないと、田んぼの水が落ちない。川の水位が下がる状況の中で、徐々に水田の水が落ちて、田んぼが乾く状態になってくるのであって、自然現象という降雨と水田という水をためる装置を、抽象的な感覚で、稲作技術の面から好むであろうとか好まないであろうとかいうことで、その状況を判断すべきでないと思えます。

そのことについて、これは私と県当局の間での認識の差で言うのでなしに、委員会の中でも、もう少し議論をして共通のご理解をいただきたいと思えます。

○松本委員長 水田の治水活用についての議論は、提言書をまとめるプロセスで、ワーキングチームの会議と本委員会で延べどのぐらいやったかということは、今るる酒井委員からも出されましたけれども、随分と長時間やってきました。それに対して、基本方針の中

で、水田は担保力がないという形で一蹴された根拠は、農会長のアンケートでこんな結果が出たからということが決定的になっているんですね。県自身は、別の部局で、実際に水田貯留の実験を今継続中で、結果はまだ出ていない。そういう中で、どうやったら実行ができるのかということ、農家とひざ詰めで検討するとかということをやられた上で、やっぱり難しいという結論が出てきたとは到底思えなくて、決め手はこのアンケートなのですよ。しかも、ある一定の地域の農家とひざ詰めで話したんじゃなくて、農会長アンケートなのです。都市の住民でいったら、自治会長のアンケートをして、この地域はだめと言っていますというに等しい。それで納得しなさいというのは、委員会あるいは委員側としては納得しづらいかと思います。

今ここで水田貯留の意義づけとか意味合いとかについてゼロからの議論をする時間はございませんが、アンケートの厳密性とか何とかいっても、この程度の努力だけでほんと捨てるというのは、県の方で、水田貯留が何とか実現できないかという努力をした痕跡が見られないと思うんですけれども、反論があったら言ってください。

○植田 先ほど委員長がおっしゃった中で、1点は、水田を治水計画に位置づけられない大きな要因として、アンケート調査の結果があるというふうにおっしゃっておられたんですけれども、私先ほども申し上げたとおり、水田が治水計画に位置づけられないという結論を導き出したのは、それだけではなくて、対象施設は公的組織が所有していることとするという、前回の委員会の中でもご説明させていただいたあの3つの担保を満足していないということで、見送ったということがあります。

それと、水田貯留について、検討時間が足らぬやないか、多分そういうことをおっしゃっておられるのだと思いますけれども、実際にモデル地区で水田貯留について実験をされている一環として、我々も県の農林部局さんと共同して検討してきたというのが実態でございまして、検討時間が足りないとか検討が足りないとか、そういったことではないんじゃないかと思います。

○松本委員長 もう1つ出された、公的所有でないから担保力がないということになると、流域対策というのは、兵庫県の所有している土地でやるわけではない、あるいは自治体が所有している土地でやるわけではないわけです。雨が降るのは、大半が民地なのです。そういう中で、公的所有しか対象にしないという考え方で、果たして総合的な治水対策を推進できるのか、論点で言えば、3番目の最後のところの総合治水に対する県の考え方が那邊にあるのかということにつながる話だと思います。

ちょっと時間が逼迫してきたので……。

○酒井委員 一言だけ、アンケートの中で評価できるものは、流域の中で、80%近い人たちが、条件によって協力するという答えを出してしまして、それは流域農家の善意だと思います。それ以上のものについては、根拠もないし、あのアンケートの中に治水という言葉が一言も入っていないということこそ問題だと思います。

○松本委員長 水田で、治水という言葉が入っていないのは、もともと農水と建設省のすみ分けで、森林に治水機能とは言わない、水源涵養機能という農水の言葉にするとか、水田の場合も同じようなことがあるわけです。縦割りの行政の中で、その領域を荒らさないというこれまでのやり方が出てきているから、そうなっている。そのことは既に明らかになっているわけで、そのことをきょうは議論する気はないんですけども、総合治水という、従来の縦割りを超えた中で、どうやって 540km² の流域の中で治水対策をやっていくかということを我々は議論をしてきて、提言をしているんです。そのところでのすれ違いが依然として残っているところから、論点に上がっていることが出てきていると、一括して言えば、そんな感じを受けます。

ちょっとお諮りします。今 8 時 1 分前ですが、8 時 20 分終了で、片づけて明け渡さないといけないということが事務局から来ましたが、時間的に逼迫してきましたが、いずれにしても、きょうはすべて議論を詰めるということではできないので、論点がある程度出てきたら、次々に食い散らかしてほったらかしてきましたけれども、あと、都市関連とか、総合治水条例の整備とか、利水にかかわる話、あるいは環境にかかわる話の水循環、魚等の話が残っています。順次議論する時間は本日はなくなりましたので、この取り扱いをどうするかを改めて運営委員会で協議しますが、あと、どうしてもきょうこの論点を発言しておきたいということがあれば、一、二受けたいと思います。

○村岡委員 利水の水ネットワークのところですけども、意見番号としては 218 番、草薙さんのご意見かと思いますが、立派なご意見で、私は賛成なんです。結果的には、水ネットワークという言葉を使いたくないのか、使ってはいけないのか、その辺のことはよくわかりませんが、却下されております。草薙委員のほかに、私も、72 番とか 73 番で同様のことを書いております。また、70 番で池淵委員が、71 番で長峯委員が、ネットワークという言葉を使ってはおられませんけれども、水を融通して使えというふうなことを言っておられます。

それらを反映されて、本文の 10 ページ、②緊急時の水利用というところで、「水融通の

円滑化を図られるよう連携していく」という言葉になってあらわれております。水融通というのは、私が受けるイメージは、水がなくなったとき、散水車かタンクローリー車かで水を運んでいくという程度のことかと思うんですが、水ネットワークといったシステムを意識されての言葉なのか、その辺がよくわからないということで、それに対するお答えを聞きたいわけです。

それよりも重要なことは、私たちが提言書で言った水利用ネットワークというのは、そもそも既存ダムの治水活用という点で、水利用ネットワークというものをつくれば、利水の面での効率化、あるいは渇水に対する平滑化というものがどれだけ解決されるかということのほか、水利用ネットワークの推進による平準化ということで、結果的には各利水ダムの水利用、計画量が減るはずなんです。そういうねらいがあって、それを治水に転用したらどうかというのが発想でありました。だから、単に水利用の面、特に緊急時の水利用で、水融通の円滑化という常識的な言葉だけではなくて、水利用ネットワークシステムの整備、推進ということをぜひ意識していただきたいというのが私の意見です。

この委員会のどこかの資料に、県も多少のネットワークをやっているんだというふうな言葉がありましたけれども、ご存じのようにあれはごくごく小規模のものだと思っております。焼け石に水と言ったら言い過ぎかも知れませんが、もっと水利用ネットワークというものを推進してほしい。その言葉を使いたくないのか、使っていない裏には、先ほど委員長も言っておられましたような行政間の縦割りの問題があるのではないかと思いますけれども、もしそのネットワークが本当に有効なシステムであるという認識に立つならば、50年先、それ以上の将来について、そういったことを本当に推進していこうという気持ちを持ってもらっていいのではないかと感じております。

○畑委員 先ほどの伊藤委員の関連で、政策目標のことで、この表の質問をさせていただいたんですけれども、先ほどのネットワークともつながる 910m³ / s の処理の問題、これは今後の整備計画の基本になるところなんです、編の構成を、基本方針の原案と参考資料という形ではなくて、基本高水、あるいは治水に関する重要な資料ということで、資料に位置づけることができませんでしょうか。参考資料をとるということです。

○松本委員長 文章の位置づけとして、後日また運営委員会で議論しましょう。

○池淵委員 時間軸の話と担保厳守というものとの絡みで、担保という言葉が、近未来とか、近い形で描かれる条件設定の中身として出てきている言葉ではないかという気もちよっとならして、基本方針の方は、もう少し長いスパンだということだけれども、担保と

整備基本方針という時間のとらまえ方のそごというか、ギャップというか、さっき満たさなければならない担保ということでしたが。

なぜこんなことを言うかという、ゴルフ場にしても、いろんな圧力、最近いろんなところで見るとはすけれども、それはもう規制がかかっているのかどうかかわからないんですけれども、流域対策として、それをさらに侵すような行為事例というものがないのかどうか、例えば、スーパーとか郊外のあれに大規模な駐車場が舗装する形ではよきよき出てきているとか、そういう流域も結構あるんです。同じ担保を言うんだったら、そっち側の行為があるとすれば、裏腹のあれだけでも、それをもっとあれするとか、時間軸のとらえ方と担保というものの時間差といいますか、あるいは整備基本方針というあれであれば、さっき伊藤委員がおっしゃったように、いろんな施策のとりようがまだあるのではないかと。

担保というのは、整備計画レベルの期間で担保可能というような意味合いのとらえ方で見ているのかどうか、そのあたりの時間差のギャップみたいなもの、担保という言葉がそういう印象が強いものですので、流域対策として、我々流域委員会でいろいろやっている中で、そこがその条件でセットされることと整備基本方針というスパンでまだ挑めるといふ、そこが数値の算出の前提として少し気になるところではあります。意見も出していないので、あれですけれども、そういう印象でございます。

○松本委員長 ほか、よろしいでしょうかー。

最後に池淵委員が出された時間軸と担保力は、先ほどの議論のときに私も非常に気になっていたんですが、県とあと詰めていく中で、そういうこともかなり重要な論点になるのかと感じますので、今後どのような議論をして、委員からの意見をどのように反映していくかということの詰めを、きょうの議論を踏まえて進めていきたいと思っております。

前回にも申し上げましたし、きょうも冒頭申し上げましたように、運営委員会でかなり前作業をしていくということを前回ご承認いただいております。したがって、本日の論点の議論を受けて、1つは、委員の皆さんにお願いですが、黒三角、ペケ、米印、あるいはその他の入れられていない部分で、きょう議論ができなかった部分はありますけれども、きょうの議論で対立軸は明確になってきたので、その上で、県がそれに同意するかどうかは別にして、こういう形の原案にすべきではないかという文書を具体案として出していく。空中戦のようなきょうの議論をあと1週間続けていっても、なかなか詰まらないと思っておりますので、議論をしながらになります、このぐらいの修正をしたり、このぐらいのことを盛り込むことは可能だろうという具体の修正案をできるだけ早い時点で提出をして

いただきたい。次回運営委員会は 9 月 1 日の設定になっております。きょう 21 日で、9 月 1 日までの時間的余裕を置いたのは、きょうの議論の続きを運営委員会でやるというつもりは毛頭ないし、それは筋が違うということですので、きょうの議論を踏まえて、具体の修文案を、これは県が拒否している部分でも構いませんから、このぐらいのことは入れられるんじゃないかという形のものをお出しいただきたい。きょう修正部分が出ていますが、その修正部分に沿って、なおこういう形での加筆、修正という修文案を、ペケ、黒三角等についてもお願いしたい。それを 9 月 1 日、次回の 74 回運営委員会までに事務局で整理をした上で、それをもとに議論をするというふうな段取りを考えております。日程的に何日までというふうには決めていないんですけども、9 月 1 日の運営委員会に整理の作業ができるようにですから、9 月 1 日当日では困るんです。早い方が結構でございますが、できたら本日から 1 週間以内に、事務局にその修文案をお出しいただきたいと思っております。そのように取り扱いたいと思います。それで改めて対立点が出てきますから、そのこと、あるいはきょう議論できなかったことは、次回 9 月 13 日に、この具体案をもって改めて審議をするというふうにしたいと思っております。

ということで、本日は、個々の論点についての整理はやりませんが、そういうことでよろしゅうございますか。

○村岡委員 確認させていただきたいんですが、資料 3－8 の意見書、分厚い資料がありますけれども、これは、本日の事務局案といいますか、回答の中に全部含まれているわけではないと思うんです。このうち、どこまでがきょうの A 3 の資料で書かれてあるのか、8 月 2 日から 20 日まで含まれていますけれども、まだ反映されていない、あるいは管理者の意見として表明されていないものもあると思いますが、それがはっきりしないんです。

○松本委員長 資料 3－8 の意見書 20 番までのうち、既にきょうの修正案に反映されている分はあるんですか。あっても、多分 5 番までだと思いますが。

○前川 基本的にはございません。時系列な整理の中で、これを反映しておりませんが、伊藤委員が出された 13 番につきましては、基本的に反映といいますか、確認した上で、本日の資料を作成しています。

○村岡委員 なぜそんな半端になったんですか。

○前川 提出された意見書の時期的なものがあります。

○村岡委員 伊藤委員の 20 日というのは反映されているけれども……。

○前田 伊藤委員の 13 番は、前回、第 73 回の運営委員会で伊藤委員が出されてきたもの

のバージョンアップといいながらも、伊藤委員からお聞きしている話では、ある一部しか直していないと。ただ、意見書の提出の日付がこうなっていますので、今回バージョンアップされた方をつけたということです。第 73 回運営委員会的时候にもお話があったかと思えますけれども、概要編については、伊藤委員のある意味たくさん修文していただいたものがありましたので、あれをベースに修文させていただくという話を、第 73 回運営委員会で松本課長の方からさしていただいて、今回こういう修文案をつくったということでございます。

○村岡委員 その分だけですか。それ以外のものは修文されていないと。

○前田 はい。

○村岡委員 この意見に対して、管理者側の意見はどこでどういうふうに表明されるんですか。

○松本委員長 資料 3 - 8 の具体案が出ていますから、これについては、今から 10 日間ありますから、次の運営委員会までに修文案を出してもらおう。きょうの論点に関するペケ、黒三角のところについては、1 日までに県の方ですべての修文案ができるとは限りませんし、なかなか困難な部分でしょうから、簡単に変わらないと思いますけれども、それは意見書の出方によって判断をしたいと思います。これについては、1 日までに作業をしていただくということよろしいですか。

○土谷委員 修文案のベースになる分が、これは前のもので、修正案がまた新しくなっているんですけれども。

○松本委員長 だから、今言ったように、ペケ、黒三角のきょう議論した分の修文は、きょう出された修正案のこれをベースにして修正してください。

○土谷委員 こっちはベースが違いますね。

○松本委員長 これは前のものをベースにしていますから。

○前田 今、資料 3 - 8 をベースにさらなる修文というお話がありましたけれども、これはもともと、県の今日ご提示した修正案を議論するときに、委員が具体の修正箇所を明示した上で、場合によっては委員同士がぶつかり合っているところもあるので、そういうところを含めて、本日これで議論するという話だったと思います。これをベースに修文するという話になりますと、県としたら、1 週間後にできるということはず……

○松本委員長 これの中身で、本日の論点にかかわり、県としては、ペケとか黒三角とか、あるいは米印という対象になる分は修正できないかもしれないけれども、そうでない部分

もあるでしょう。だから、この修正の提案に対して、県として反映できるのはこれだけですという話をつけてもらったらいんです。そうでないと、これが完全に宙に浮くじゃないですか。こんなもの答えようがないという話だったら、言ってもらったらいけれども、これは具体の修文ですから、答えようがないはずがないんです。イエスかノーしかないんですよ。これを考えてください。

○渡邊 基本的に本日お出ししています本文なり参考資料なりは、それまで出ていた部分を参考に、県として全体を見直していったところですよ。それ以降に出たもので、類似の意見とか、県としての修文案は変わらないというようなものは、きょうと同じような表をつくるわけではなくて……

○松本委員長 それでいいんです。

○渡邊 それに対する判断をさせていただくと。新たな提案がもしありそうであれば、それに対する対応については、考え方を整理しておきたいと思えます。

○村岡委員 資料 3-8 で書いてある意見が、きょうの説明になかったので、この席で先走ったような感じでそういった意見も言わせていただきました。結果的に、私の希望としては、きょうの意見と資料 3-8 の意見を踏まえて、最終成案版といったものが出るべきじゃないかと思うんですけれども。

○渡邊 出るかもしれませんし、出ないかもしれません。

○松本委員長 だから、出されないとか、この修正については今判断ができないとか、意見が違ふとか、要するに、丸、ペケ、三角をもう一遍やるということですよ。それを出してもらわないと、3 日間かかっても、24 時間、泊り込みで、これを 1 つずつ順番につぶしていきますよ。いいですか。そのぐらいの作業をやらないとできないよと言っているわけで、来年までかかってやるのだったらできるけれども。

これは議論の話が違うから、もうこれで打ち切ります。だから、この修正案の具体の修文案ですから、何らかの意思表示を 9 月 1 日の運営委員会までには検討してください。

○前川 最後に 1 点だけ、先ほどの 1 週間以内に出すようにというものとこれとの仕分けというのは、どうさせてもらったらいんですか。

○松本委員長 これは、きょうの論点で議論した部分も入っているのかな、入っていないのかな。僕、ちょっとまだ見ていないからわからないけれども、もう既に入っているものは、それでいいじゃないですか。出されるのは各委員ですから、各委員が既に資料 3-8 で出している分で、同じものを重ねてというのは要らぬだろうし、きょうのことでわかっ

だから全部取り下げるといふ話が、まあないと思いますが、あるかもしれないけれども、それよりも、ここに入っていない部分で、きょう議論した部分についての修正案を、議論のたたき台で出してくださいということをお願いしたわけです。よろしいですかー。

では、そのようにしたいと思います。

ということで、時間が随分と超えてしまいました。きょう、傍聴者あるいは住民から幾つかの意見書が出ています。時間的に今からそれを順番に説明してもらったりする時間がとれないことはご理解いただきたいんですが、全体で三、四分だけ、その補足説明みたいな形であればー。

じゃあ、2分で、内容は読んでもらったらわかりますから、これの補足だけしてください。

○つづき 先に、この文章以外に感じた点、疑問点を、ほかにもあるんですが、1つだけ。議論になりました基本高水のピーク流量一覧表などの数値とその前段の基本方針の中に書かれている本分との関係が、私さっぱりわからないんです。例えば、基本方針の7ページには、河川の流出抑制を促進する、また8ページには、流域内の保水・貯留機能の確保対策を促進するという文面があるんですけども、これを本当にちゃんとやれば、当然ピーク流量の数値は下がると思うんです。ところが、これまでの県の説明では、ピーク流量とか一覧表は一切さわりませんと。そうすると、基本方針の書かれている本文は、理念というよりも単なるお題目で、やらなくてもやってもどっちでもいいということで、あとはピーク流量などの数値の一覧表だけがひとり歩きするということになるんじゃないかと思うんです。これでは流域委員会で出されている提言を全く無視した対応になるように思いますので、この点ははっきりさせていただきたいと思います。

あと、私の方で出させていただいた文面ですけども、先ほど言いました基本高水のピーク流量に関して、2ページ目のところに漫画みたいな図をかいておりますが、要するに、武庫川溪谷以北の武庫川本川、あるいは伊丹や宝塚を通ります天王寺川や天神川、あるいは有馬川や有野川の下流はこういう形状になっておりまして、1 / 100の雨が降れば、当然あふれるということが考えられます。もう一方は、この堤防の両側の水路や都市下水、雨水幹線、小河川は、1 / 100対応は全くできておりませんから、これらが全部あふれる。そうしますと、県が考えているように、武庫川本川や天王寺川、天神川に流れて甲武橋まで流れてくるというような想定自体が全く成り立たないと思うんです。実際に雨水幹線の出口には逆流防止弁なんかも相当つけられているようですから、逆流状態自体も当該市町

は考えているということで、1 / 100 のときには大変な滞留状態がまちの中に起きるとい
う問題を、県の方の基本方針では何も解明していない。これは非常に無責任だと思います。
これはピーク流量の算定にも直結していく問題だと思うので、基本方針の中ではこれは絶
対検討していただきたいと思います。

あと、議論にも出されていましたが、基本方針の最後に書いていますが、洪水の
ツケを下流に集中してやるやり方はしない、あるいは洪水の被害は全流域で分散させる、
堤防の決壊が人命に重大な影響を及ぼすことは明らかですから、どんなことがあっても堤
防は決壊させないということを基本方針の最優先課題としていくべきではないかと思いま
す。そういう意味では、新規ダムの考え方は、上流から洪水を集めてくるということがダ
ム対策の基本になります。そうしてこそダムの効果が出るということになってきます。そ
うすると、洪水の被害を分散するという考え方とは全く相入れない形で治水体策をやると
いうことになると思いますので、新規ダムの考え方は、基本方針の中で、理念としても当
然排除されるべき問題ではないかと思います。

もう 1 つは、県の方の文章を見てみますと、きょうも議論がありましたけれども、上下
流の治水安全度を逆転しないように十分配慮ということが書かれておりますが、これは治
水の安全性の問題を河道の流下能力の問題にすりかえていると思うんです。仮に流出抑制
型の総合治水を上流でも下流でも徹底してやるというふうにすれば、仮に上流でそれを実
施したとしても、下流への流量というのはある程度あるとしても、上下流のバランスが崩
れるというような問題にはなっていない。結局、河道とダムという考え方でしか治水対
策を考えようとしていないために、県が上下流バランス論に固執するという問題を起こし
ていると思います。

現実にきょう配られました資料 3 - 1 の 15 ページには、重大な問題が書かれていると思
います。可能な限り河道で対応するというのを原則とするのが県の考え方だということが
説明書きに書かれておりますけれども、これは重大な問題だと思います。優先順位を決め
ないと言いながら、説明書きでは勝手に決めているということになると思うんです。考え
方としては、可能な限り流域で対応するというのを基本方針の原則にすべきではないか
と思います。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。

では、これで議事を終了させていただきます。

最後に議事骨子の朗読をお願いします。

○合田 本日の議事骨子ですが、画面の方をごらんいただきたいと思います。事務局の方で読み上げますので、確認をお願いいたします。

第 52 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事骨子の確認

松本委員長と中川委員が、議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会報告

「第 72 回運営委員会」(7 月 26 日開催)及び「第 73 回運営委員会」(8 月 9 日開催)の協議状況について、松本委員長から説明があった。

3 武庫川峡谷環境調査への意見に対する回答

河川管理者から、武庫川峡谷環境調査への意見に対する回答があり、奥西、中川、畑、佐々木、長峯各委員から意見が述べられた。

4 武庫川水系河川整備基本方針(原案)の審議

①河川管理者から、「武庫川水系河川整備基本方針(原案)・各参考資料(原案)等に関する各委員の意見書に対する県の考え方」及び「基本方針及び各参考資料(修正案)」について説明があった。

②第 73 回運営委員会で再整理した「基本方針(原案)に対する流域委員会の論点整理」に沿って審議を行った。

③各委員は、本日の議論を踏まえ、具体の修文案を作成する。修文案について、運営委員会で整理し、本委員会に諮ることとする。

5 今後の開催日程

・第 53 回流域委員会は、平成 19 年 9 月 13 日(木) 13:30 から、三田市商工会館で開催する。

・第 54 回流域委員会は、平成 19 年 10 月 9 日(火) 13:30 から、尼崎市中小企業センターで開催する。

以上です。

○松本委員長 何かございますかー。

新しい 54 回流域委員会の日程は、最初の運営委員会報告の提案でしたことにさせていただきたいと思います。

なければ、これで終わります。本日は大変長時間になりましてご苦労さまでした。あり

ありがとうございました。

○木本 以上をもちまして委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。